

平成30年第 3 回定例会

(第 3 日)

平成30年 9 月12日

平成30年第3回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成30年9月12日（水）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	古 川 洋 文	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	石 田 善 久
企画財政部長	須 藤 俊 弘	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	今 井 匡 己
健康福祉部長	三 上 裕 樹	監査委員事務局長	三 上 庚 也
経 済 部 長	西 谷 司	教 育 長	柴 田 正 人
建 設 部 長	木 村 雅 博	農業委員会会長	柴 田 博 明
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	山 田 一 敏	代表監査委員	鳴 海 和 正

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	一 戸 岬
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は音の出ないような操作をお願いいたします。また、傍聴席では議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、第6席から第9席までを予定しております。

第6席、4番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

(長内秀樹議員、質問席へ移動)

長内秀樹議員の一般質問を許可します。

議場にいる皆さん、インターネットのユーチューブでご覧の皆さん、おはようございます。議長より一般質問の許可をいただきました、第6席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹です。

9月6日未明、最大震度7を観測しました北海道胆振東部地震で被災されました方に対し、1日も早い復興をお祈りいたすとともに、亡くなられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは平川市民の幸せと市政の限りなき発展を願い、通告にしたがいまして一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

最初に、1. リンゴ黒星病の対応策についての①本年の発生に対する総括的見解についてであります。

本年のリンゴ黒星病は、平成28年から3年連続の発生となりました。昨年の私の黒星病に対する質問に、市長より「29年の黒星病発生率は、平成28年産と比較し3分の1から半分程度の発生率となっており、防除の徹底など農家の自助努力により減少した。」との答弁がありました。また本年は、7月20日発表の青森県りんご果樹課の調査結果によりますと、被害果率が昨年を下回るとのことです。しかし、リンゴ農家からは、ここ数年では最高の発生で被害が拡大しているとの声があります。薬剤散布回数もここ数年では最多の回数となり、年間散布回数は15回、多い人では16回にも及んでいます。このような黒星病の発生について、市としての総括的見解を伺います。

次に、②今後の対応についてであります。その中でも要請活動に対する件ですが、今回の定例会の諸般の報告でもありましたが、市として黒星病の発生を受け国・県に対し要請活動を実施しました。その要請に対し、国・県からどのような回答結果が得られたのか。またその結果を受けて、市として今後どのように対応するかが第1点目。

次に、生産者支援として散布回数の多くなった薬剤費支援を近隣市町村では実施していますが本市としての対応は、が2点目。

最後に、昨年産のリンゴで収穫後の貯蔵中の果実からも黒星病の発生が確認されるなど、風評被害による産地としてのイメージ悪化が懸念されますが、流通販売及び消費者に対する対応をどのように考えているかが3点目としてお伺いします。

次に、③黒星病に対する放任園での市単独の伐採処理事業の進捗状況についてであります。

昨年の私の黒星病に対する質問の答弁で「放任樹処理対策として、スピード感をもって市単独の伐採処理事業を検討する。」としましたが、その後の状況について伺います。

以上、リンゴ黒星病の対応策について明解なる答弁をお願いいたします。市長、答弁願います。

○議長

○市長
(長尾忠行)

長内秀樹議員御質問の、リンゴ黒星病の対応策についての御質問3点についてお答えをいたします。

まず、本年の発生に対する総括的見解についてであります。議員御指摘のとおり、津軽地域のリンゴ黒星病は平成28年から3年連続の発生となり、特に、今年は5月28日に県病害虫防除所より平成12年以来18年ぶりにリンゴ黒星病注意報が発表されました。これを受けて当市の園地を巡回調査したところ、リンゴ黒星病の発生園地が多く確認されまして、県を始め関係機関とともにその対応に奔走してきたところであります。

7月20日に県が発表した黒星病の発生状況調査の結果によりますと、傷やさびなどがある果実の割合を示す障がい果率のうち、リンゴ黒星病の被害を受けたふじの割合は前年度0.7%から0.4%となりました。

また、8月21日の発表では、被害果を優先的に取り除き徹底防除に努めた結果、本年の予想収穫量は45万5,000トンで、平年収穫量実績44万3,000トンを1万2,000トン上回る見込みであるとのことでありました。

市内園地の状況について実際に私が感じたことは、各園地の管理程度の違いによりまして極端に明暗がはっきりしていることであります。昨年からは耕種的防除に努め、さらに春先からの防除徹底に努めた園地とそうでない園地とでは、リンゴ黒星病の発生率に大きな違いがあることは明らかであります。

どうか、リンゴ農家の皆様方には被害果の摘果作業を徹底していただき、今年のリンゴ収穫量は県の発表どおりの出来秋を迎えられるよう切に期待しているところであります。

次に、今後の対応につきましてであります。本件につきましては、去る6月22日に私と市議会議長連名のもと、桑田副議長、長内議員も同席し、県に対しましてリンゴ黒星病対策について要望活動を実施いたしました。その内容として、E B I 剤に代わる有効な新規治療剤開発促進の国及び関係機関への要請、地方独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所への人的・物的支援による総合防除技術体制の強化、リンゴ黒星病の2次感染及び次年度以降の発生拡大阻止のための定期散布の励行及び耕種的防除の推進などの啓蒙の3項目について要望したところであります。その際に、市町村及び関係機関と密接に連携して講習会の開催、園地の巡回指導などを行っていく旨の回答がありました。また、県では国に対し、新規防除薬剤の早期登録、作業効率の高い落葉収集機の早期開発などを要望したとのことであります。

その後も、津軽地域13市町村連名により、7月5日には青森県、7月17日には国に対して要望書を提出しました。さらに、7月24日には県知事に対する重点事業要望として、リンゴ黒星病蔓延防止並びにリンゴ放任園処理対策の強化について要望しております。その県からの回答として、7月末以降の防除薬剤をより効果があるものを使用するよう指導を強化し、耕種的防除の徹底を指導していく旨の回答がありました。

今後も、県及び関係機関からの情報提供をもとに、対応策を検討してまいりたいと思います。

次に、薬剤費支援につきましては、幾つかの市町村が実施しているとの情報を得ておりますが、当市におきましては、薬剤費助成よりも園地の菌密度を下げるための耕種的防除を優先すべきと考えております。そのため、被害果、被害葉の処理について支援すべきと思っております。

収穫後の貯蔵果実における黒星病の発生が確認された件であります。流通販売者及び消費者に対する対応については、風評被害に伴う取引価格の低下や産地のイメージダウンなどが懸念されるため、出荷時の選果の徹底や販売時に消費者に誤解を与えないよう配慮すべきだと考えております。

最後、3点目の放任園での市単独の伐採処理事業の進捗状況についてであります。放任樹処理対策事業として、今年度当初予算において1.5ヘクタール分92万6,000円、そのうち市単独で1ヘクタール分70万6,000円を計上しております。この市単独分の事業費につきましては、昨年9月議会で長内議員から御指摘をいただいたとおり、県の補助事業を活用するためには手続きに時間を要することから、喫緊に対応しなければならない事業に対して予算措置したものであります。

しかしながら、市内には放任園主の承諾を得ることができない園地が存在しており、伐採処理事業が実施できない状況となっております。市といたしましては引き続き、放任園主に対して伐採処理のお願いをし放任園の解消に向けて取り組んでまいります。以上であります。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

ありがとうございました。早速ですけれども、これから再質問させていただきたいと思います。

まず、先ほどの答弁の中で、市として被害果の処理について、薬剤費の支援じゃなく被害果及び被害葉の処理についてこれから前向きに検討していきたいというようなお話がございました。被害果処理に対する支援、どのようなことを考えているのか御紹介願えればと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

被害果処理に対する支援についてであります。リンゴ黒星病の被害果、被害葉処理につきましては原則園地内処理をお願いしておりますが、処理しきれないリンゴ農家もおります。この自己処理できない被害果、被害葉は迅速に処理する必要があることから、弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合に搬入処理している状況であります。来年度においてもリンゴ黒星病の発生が予想されることから、引き続き迅速な被害果被害葉の処理ができるよう、弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合の構成市町村と一緒に実施方法について検討してまいります。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

今の答弁ですと、近隣市町村の中ではもうこの事業をしっかりと今年からやっている市町村ございます。隣の田舎館村さんなんかは、もう役場の入

り口のところに生産者が持ち込んで、そしてまた、それを処理をしているというようなことがありますけれども、本市としてこれを来年度やるとすれば、これから詰めていくかと思えますけれども、いろいろ周知徹底も必要かと思えます。もうちょっと具体的に、いつごろからどういう形でというようなスケジュール等がございましたら御紹介願えればと思えます。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

来年度の黒星病の被害果、被害葉の処理の件でございますが、これから担当課同士の連絡、情報共有の機会が数々ございます。今回のこの件につきましては、本市の場合2つの清掃関係の一部事務組合が存在しております、その辺の足並みがそろっていないということも一つにはございました。

ですから、来年度ももう明らかに黒星病が発生するわけですから、ここはもう早めに各清掃施設組合並びに環境整備組合の足並みをそろえていただくよう調整を担当部にお願いとするとともに、我々農林担当のほうからも、その辺の対応の仕方も足並みをそろえていきたいということの協議をこれから持っていきたいと思っていましたので、よろしくお願います。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

わかりました。

続いて、市単独の伐採処理事業についてちょっとお伺いします。今年92万5,000円ですか。1ヘクタール70万6,000円ということですがけれども、この事業、事業の名称あるんですか。まず、正式名称がありましたら正式名称を。そして、県の放任樹処理対策事業との大きい違いを①何、②何と、こういうふうにお知らせください。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

まず1点目の事業名でございますが、こちらは県の事業と何ら変わりなく放任樹処理対策事業として、市でもそういう事業名で取り扱っております。

それから事業の内容でございますが、県の事業と何が違うかという、特に予算の中では、県の事業となりますとやはり県補助金等の歳入を見込んでおりますけれども、こちらの方は先ほど言ったように、そういった手続きに非常に時間がかかる場合はそういった財源、そういった申請するいとまがなく対応しなければならないものについて市単独で実施するものですから、内容については県と同じ内容の事業メニューとなっております。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

こういう事業、実は弘前市さんもつくってやっております。本市も遅ればせながら今年からこういう形でやると。非常にいい事業だと思います。今後、こういうような事業があるということを市民にお知らせするのもこれ必要かと思えます。今回こういういい事業をつくったんですから、市民に周知徹底がなされているのか、しなかったのはなぜか、できなかったの

かなどコメントありましたらお願いします。

- 議長
- 経済部長
(西谷 司)

経済部長。

この制度につきましては、周知しなかったというよりも、非常にリンゴ農家の中ではやはり県事業そのものというよりも、放任樹になった場合の対応の仕方というのは既に周知しているわけですが、特段市単独の分の対応の仕方については、特段周知はしていないんですけれども、ケースケースによってもう一刻も早くやらなければいけないという農家の訴えがあって、初めて市単独の予算という形で発動するわけですから、今まで、当初予算で計上していた県事業そのもののやり方については春先からも周知していますし、その辺のところは特段気にしていたわけでもございませんでしたので、その辺は御理解いただきたいと思います。

- 議長
- 4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

わかりました。

ちょっと目先を変えて市長にお伺いしたいと思います。今お話を伺いますと、いろいろ県の方に要望もした。その結果、来年においてはすぐ新しい剤も出るような感じはないと。新剤が市場に出回るまでといいますと、まだ数年先だと思います。その間やはり耕種的防除、これがメインになっていくわけです。そして、生産者はといいますと、薬剤散布回数は今年と同じように以前と違って15回、16回の薬剤散布と。非常に厳しい状況がこれから負荷かかっていくかと思えます。そして、市としては薬剤費の支援についてはあまり考えていないと。

こういうような状況の中で市長にお伺いしたいと思います。農家がこのように苦難な状況下において、農家の方にやはり元気を出してさらなる未来のために、子どもたちのために、地域のために頑張ってもらうためには、市として農家支援は何が一番大切で、どのようなことをすると農家は元気を出してまたリンゴ栽培を続けていくのか、市長のコメント、お考えをお伺いしたいなと思っていました。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

市長。

当市の主産業であるリンゴ産業、農作業の中で販売金額が一番多いのがリンゴでございます。まさに当市のメインがリンゴであると言っても過言ではないと思います。そのリンゴ産業に携わっている方々が今回、この黒星病の蔓延で非常に困っていることは私も承知しております。

ただ、行政もそうですけれども農家の皆さんも一緒に考えなければならぬのは、薬剤費の例えば10アール当たり700円とか1,000円とかそれぐらいの助成で本当に農家が元気になっていくのか、じゃあ黒星病がなくなるのかということそうではないと思います。新薬が開発されるまでここ数年は今年のような散布体系、今まで10回から12、3回に抑えていたのが15回ほど散布しておりますけれども、そういう体系になりリンゴ農家の負担は大変であるということは重々承知しておりますが、その薬剤費を助成することによって全てが解決するとは思っておりません。

次の長内議員の質問のほうにあります。被害があったときにそれをどういうふうにしてじゃあ対応、いわゆる再生産できるようにというふうな対応が必要かという、これに関しましては、私はこれから新しく出る収入保険、さらには今まである果樹共済、果樹共済も今度特定危険方式がなくなって総合方式、総合方式であるところの黒星病の被害に遭った場合でも対象になろうかと思えます。ですから、そういう次の再生産に向けた取り組みができるようにそちらのほうの支援を徹底していくことが、農家の将来に対しての助けになるのかなというふうに思っております。

また、農家の皆さんにもお願いしたいのはE B I剤、いわゆる菌を殺す薬でありました。当初は、1年1回あるいは2回との散布であったのが、特効薬であるために年に数度使う共同防除や個人等も出てきて、耐性菌が発生してきたというふうにお伺いしております。幾ら新しい殺菌剤を開発してもそういうふうな耐性菌が出てくる可能性がありますので、基準をやはりきちっと守って使用していただきたいなというふうなことも一つはお願いしていかなければならないものかなというふうに思っております。

いわゆる農家に対する支援としては、そういう収入保険や果樹共済、共済保険、それらのほうに加入していただいて、加入率をアップするために今までも助成はしてまいりましたが、そうした上で経営の安定化を図っていただきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございました。私も市長と同じで、その辺の考え方同じです。今すぐに農家の方が苦しいからといって金銭的に解決するのではなく、行政として行政だからできる支援のやり方があるかと思えます。

この黒星病についても一つ最後、市長にお伺いします。この黒星病というのは確か、日本にはない病気でした。スウェーデンが、ということで前に「リンゴを科学する」で弘大の先生から聞いたんですけれども、そもそも日本になかった病気が、未進入病害虫だった病気が日本に入ってきて、そしてリンゴ産地の我々が非常に苦しみを味わっているんです。リンゴの世界でいきますと、リンゴ火傷病というのがあります。非常に大きい病気です。日本にありません。市長、この火傷病も未進入病害なんです。市長は十分御存じだと思います。

県に対して、県から国に対してやはり植物検疫、それから一般市民に対しても、植物検疫の大切さを改めて今回のこの黒星病からもう一度再認識させるようなアクションを市としても県に国に要請するときかと思えます。なれのところからこういう形で忘れていきますと、またこういうような新たな病気が発生するかと思えます。市として行政だからできる支援、こういうんた考え方からいけば、私はこういうような大きい支援の考え方が行政としては必要だと思うんですけれども。市長、どうですか、その辺については。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

黒星病が、発生が見られたのはたしか昭和40年代の後半ではないかなというふうに思います。発生当初は、被害葉が見られたらそれをすぐ摘み取って焼却もしくは土の中に埋めるということを徹底しておったように思います。ただ、それだけでは追いつかないと言いますか、非常にこの発生が多く出て薬剤に頼っているというのが今までの状況ではなかったかと思えます。

未進入の火傷病につきましては、非常に私も長内議員御指摘のとおり危惧しております。日本に入ってきていない未進入の病害虫と言いますと、虫の方ではコドリング、病気の方では火傷病、ハイアブライトともいいますけれどもこれが入ってきておりません。これが入ってくることになると、また農家の皆さんが余分な防除を強いられることとなります。特に、火傷病に関しましては抗生物質を散布しなければ効かないというふうな話を聞いておりますので、また今までと違った薬剤の散布をしなければならぬ。その分、農家の負担も多くなるということになりますし、非常に危険な病害虫であると認識しております。

議員御指摘のように、これに対するいわゆる検疫等に関しましては、今まで以上に注意をしていただくように、また改めて県や国の方に要望してまいりたいと思えますし、りんご協会等も通しながら今までもこれは要請してきておりますけれども、そういうふうな産地が一丸となってその対応をというものに対し取り組む必要があると思っておりますので、その辺は長内議員と認識は全く一緒でありますので、努力してまいりたいと思えます。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございました。ひとつ黒星病に関しましては、やはり行政、生産者、議員ともどもみんなで耕種的防除、日々の努力から克服していきたいと思っております。

2番目の、来年度から開始される農業経営収入保険についてに移させていただきます。

影響と効果についてであります。新聞報道にあるとおり平成31年、来年の1月から新たに農業経営収入保険が導入されます。加入申請は10月1日、来月1日から行われるというふうないろいろな書かれてございます。

まず、制度の概要と、市としてどのような効果を期待して、加入促進に向けて市としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

先ほども収入保険についてちょっとお話させていただきましたが、収入保険につきましては議員御指摘のとおり、農業経営収入保険、これは、平成30年4月の農業保険法の施行に伴い実施されることになりました。

この収入保険では自然災害のみならず、農業者の経営努力では避けられない価格低下などによる収入減少を補償する新しい保険制度となっております。加入申請受付は10月から11月までとなっております、対象となる保険期

間は来年1月から12月までです。

なお、従来の農業共済制度についても加入方式などが見直されます。例えばりんご共済は、現在、風害・凍霜害・ひょう害などを対象となる災害を選択して加入できる特定危険方式と、全てを対象とした総合方式の2つの加入方式がありますが、特定危険方式は平成33年産で廃止となります。平成34年産から総合方式のみとなります。農業者は、収入保険かりんご共済かどちらか一方を選んで加入することとなります。

次に、収入保険の効果ではありますが、収入保険制度は基本的に品目の限定がないことから、収益性の高い品目の生産や複合経営に取り組みやすくなることや、価格低下による収入減少にも対応していることから、安定的な農業経営が図られることなどが期待されております。

しかし、収入保険に加入するためには、農業所得について青色申告をしていることが条件となっており、今後、市といたしましても青色申告への勧奨を図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

わかりました。市民課にもこういうようなチラシ、昨日も私、行って見てみましたが2階の市民課のどこの入り口にありますが、こういうの、チラシ。農業共済保険に行きますと、またこういうチラシがまた十分出回ってございます。

今お話をお伺いしますと10月1日からということで、いろいろな場面で周知徹底は一生懸命しているかと思えますけれども、こういう中で市として今までのりんご共済、りんご共済ありますよね。こういうふうな共済です。これに対して支援してきました。これが今、今度こっちのほうに変わるわけです、10月1日から。その支援についてはどういうふうにしていこうとしているのか、ちょっと見えてきていません。

この支援のやり方、こっち見ますと掛金があるわけです。積立金というものもあります。市として今まで果樹共済の、この農業共済では支援してきたんですけども、さて今度こっちのほうに行きますと、掛金に積立金もあるし事務経費なども出てくるわけです。いろいろ支援していくに当たっても、どの辺に支援するのか。一農家個人に対して公金として掛金、積立金に支援するのもいかなものかと思えます。具体的にその辺の支援をすればどういふところに支援していくのか、わかっていたらお知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員御指摘のとおり、当市では、災害対策の一つであるりんご共済の加入促進を図るため、加入方式に応じて農家負担額の10%から30%を果樹共済に助成しております。

このりんご共済加入促進事業につきましては、先ほども申し上げました特定危険方式や樹園地単位方式が廃止される平成33年産まで継続し、その後は、収入保険の動向を見据えたうえで継続するかどうか判断したいと考

えております。

また、収入保険につきましては、先ほども申し上げましたが、農産物の品目に限定がなく、農業所得の青色申告者であればさまざまな経営形態の農家が加入できます。そのため、米や畑作農家など、リンゴ農家以外の加入が予想されますが、安定的な農業経営のためには加入促進を図ることが大事であると考えておりますので、この収入保険の保険料一部助成を検討してまいりたいと思っております。

具体的な支援の内容につきましては、担当部長より答弁させます。

○議長

経済部長。

○経済部長
(西谷 司)

収入保険の支援の内容でございますが、農業共済組合からは、過去の農産物の売り上げ平均額に対して、それぞれの保険料のパターンが示されております。例えば、議員おっしゃったとおり、青色申告実績が4年以上で、補償率を9割とした場合、売り上げ平均額が500万円の農家は保険料が約16万5,000円、1,000万円の農家は保険料が約32万円となっています。

この保険料は、積立金、掛け捨て保険料、それから事務手数料の経費で構成されてございますが、当市の場合は、もし一部助成するとしたら積立金を除いた部分で考慮したほうがいいんじゃないかというふうに考えております。

しかし、農業共済組合からは来年度の加入見込み数を示せないということから、今のところこの助成額のシミュレーションができていない状況であります。従いまして、間もなく申請受付が始まる平成31年産に対する収入保険には助成は難しいと思っております。この申請受付の状況を見ながら、平成32年産の収入保険に対する助成に向けて検討してまいりますけれども、やはり近隣市町村との情報を共有し、その動向も注視しながら方針づくりをしていきたいと思っております。以上です。

○議長

長内議員。

○4番
(長内秀樹議員)

実際、今の新しい農業経営収入保険、今の予定でいきますと10月1日から11月まで受付始まる。それでいて1月1日から事業が、保険がスタートしていく。それに当たって保険料はというと、12月末に収めるわけですよ。今10月で、12月で何人入るかわがねしということですよ。

できれば31年のはやめて32年産から支援をしていきたいというふうに私、聞こえてきましたけれども、その辺についてはもうちょっと柔軟に、それでいいのかどうか、近隣市町村との絡みもあるかと思えます。あまり早期に結論づけないで、もしも31年からでも支援ができるものでしたら今までもどおり、新たな事業ですので、先ほど市長からもお話もあったとおりで、できるだけ支援をしていきたいとするように配慮していただければと思います。

答弁要りません。時間もなくなりましたので、次の項目に行きたいと思っております。私からはお願いということで、何とかよろしくお願ひしたいと思っております。

3番目、献血推進についての①本市における献血推進に対する見解についてでございます。

日本赤十字社の血液事業を見ますと、少子高齢化などの影響により献血者数の減少が顕著になってきているとの報告がされてございます。

特に、青森県内では10代から30代の献血者が激減しており、今後の人口推計を見ても安定確保は難しい状況下において、本市の献血を推進するに当たっての見解をお伺いします。

また、平成29年度の数値実績として、本市における献血の目標量、確保量、目標量に対する達成率、達成率の県内市町村の順位、献血バス1台当たりの平均献血者数などをお知らせください。また、その実績を受けて市としてどのように考えているのかお伺いします。

次に、②市民への献血協力体制についてであります。

全国的に献血者数、献血量が減少している状況において、本市においては市民に対してどのような周知をしているのか。その周知に対する市民の協力状況をどのように捉えているのかお伺いします。

また、冒頭にも述べたとおり、若年者の献血者を増やすため、高校生に特化した啓発運動、特にSNSなどインターネットの活用が有効であると私は考えますが、市としてのお考えをお伺いします。

次に、③職員への献血協力体制についてであります。

平成29年度における市職員の献血協力状況についてお知らせください。

以上、献血推進について答弁を求めます。

市長、答弁願います。

御質問、献血推進についての御質問3点についてお答えをいたします。

まず1点目ではありますが、献血は、病気やけがの治療に必要な血液を確保するものであり、国民の善意によって支えられています。しかし近年、献血者は減少し、特に若年層の献血率の減少が続いていることで、将来の安定供給が危ぶまれる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、国では、将来にわたり血液の安定供給を行える体制を確保するため「献血推進2020」を設定し、県においてもこれに基づいて青森県献血推進計画を策定し、献血の推進を図っていくこととしております。

献血の推進に当たっては、国、県、市町村及び採血事業者である日本赤十字社が連携することが前提であることから、本市においても、国や県の計画に基づいて献血の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成29年度の献血の実績についてお答えいたします。

献血バスによる本市の年間の目標量は136リットル、確保量は112.8リットルであり、達成率で言いますと82.9%であります。県内における順位を達成率で見ますと30位、市部では7位となっております。また、献血バス1台当たりの平均献血者数は36.3人となっております。

市の役割としては、より多くの住民に献血に参加していただくために献

○議長

○市長

(長尾忠行)

血の普及啓発を行い、割り振られた目標量を確保することであると認識しております。

次に、市民への献血協力体制につきましてお答えをいたします。

市民への周知は健康カレンダーの配布、広報及びホームページへの掲載により実施しております。協力状況につきましては、目標量を確保できていないことから、周知方法や実施方法など工夫が必要であると認識しております。

議員から「高校生に特化した啓発運動をすべきではないか。」との御提案をいただきましたが、以前は柏木農業高校と尾上総合高校の2校で実施してきた経緯があります。現在は柏木農業高校に御協力をいただき、保護者の承諾を得た上で生徒の献血を実施しておりますが、この機会に改めて尾上総合高校にも協力を依頼してみたいと思います。

また、議員御指摘のとおり、ターゲットを高校生に絞って献血の意識づけを進めていくことは将来的な血液の確保に有効であると考えております。その周知につきましては、議員御指摘のSNSなどのインターネットの活用が重要であると認識しておりますが、現在、市が運営するツイッター、フェイスブック、インスタグラムというSNSでは、献血の実施にかかわる周知はしておりませんので、今後は、高校生の利用率が高いSNSの活用を視野に入れて啓発運動を実施していきたいと考えております。

3点目の職員の献血協力体制についてお答えをいたします。

平成29年度の献血バスによる献血は、健康センター、尾上総合支所において計4回実施し、全献血者数の総数は45人となっております。そのうち、市職員の献血者数は延べ28人となっており、決して多いとは言えません。以上です。

長内議員。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

ありがとうございました。いろいろデータもいただきましてありがとうございます。県内で40市町村中30位というようなお話をお伺いしました。ただ、市部では7位と。ただ、県内では30位。もうちょっと上かなと思っていましたら、随分下のほうで低迷しているような感じ受けました。

私、この献血についていろいろ聞いたりしてしまして、確かに献血の、本市の健康カレンダーです。そのコピーなんですけれども、去年と今年と比べてみますと全くまず同じです。回数は少なくなっています。確かに回数少なくなっています。

広報にも周知のところ、今ちょっとマーカーありましたけれども、5月号に広報ありました。なんかやっぱ目を届くところがいろいろ、行政ですのいろいろ見なくちゃいけません。本当に多いと思います。ただ、多いんですけれども、市民はみんな見ているんです。いろんなところで見ているんです。やはり、こういうような緊張感を持った行政の運営というのは私、非常に必要だと思います。

特にこの献血については、私も献血したくて、また行ってきました。何

回もやっていませんけれども行ってきました。たまたま糖尿病の薬飲んでいったものですので、入り口で却下食いましたけれども。いろいろお話も聞いてきました。

やはりこの献血、市長がお話の、献血については市長がよく言います。市長2期目のときの公約に、健康長寿ナンバーワンのまちづくりと言いました。やはり、健康長寿ナンバーワンのまちづくりをしていくためにはいろいろな場面でいろんなことが必要ですけれども、この献血も、私は必要な事項じゃないかなと思います。今、レセプトデータなどいろいろこれから管理される社会に入ります。そうなりますと、次に来るのは献血です。絶対献血なんです。50歳以上の方がほとんど血を使っています。50歳未満の方が供給者なんです。そのためにも献血の周知徹底、献血の必要性を本市として説くべきかと思います。

そのためにも、時間もなくなりましたので、私は献血について、本市が献血ナンバーワンまではいきませんがせひともそういうような、献血にも目を向けた体制づくりが必要かと思うんですけれども。献血第1位、実は調べてみましたら都道府県の献血者、北海道が第1位です。続いて群馬県。青森県は、実は平成29年度のデータで見ますと3.37%で40位です。青森県、40位なんです。その中でも本市はといいますと、今30位ですか。せひとも献血についても目を向けていただければと思います。

時間もなくなりました。市長、献血のナンバーワンに向かって何かお話いただければと思います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

議員御指摘のとおり、本当に献血というのは大事な行為であるというふうに思っております。特に、人の命を助けることができますし、私も力を入れて、改めて力を入れていかなければならないなというふうに感じております。

今、市の広報とか、それから健康カレンダーですか、そちらのほうの議員のほうから御提示がありましたが、それらに関しましても、今後どうしたら多くの市民の皆さんに献血していただけるような内容になるのかとか、あるいは目につくような内容になるのかということにつきまして考えていきたいなというふうに思います。

県内一位の献血推進自治体ということでありますが、献血推進自治体を、献血に関する周知・啓発事業などに積極的に取り組む前向きな自治体、いわゆる量とかそういうことじゃなくして、前向きな自治体という意味で捉えて申しますと、献血は地域医療の確保につながることから、そういう意味での県内一位の献血推進自治体を目指すことは意義があることだというふうに考えております。

現在、当市においては目標量の確保に至っておりませんので、今後は、市職員や市内事業所への協力をお願いするとともに、広く市民への周知を図ることで、市としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

献血車も、いわゆる採血量確保のために実績の多いところへ回数が多く回って行っているようでありますので、その辺のところも考慮しながら、また市のほうで実績が上がってくると来る回数もまた多くなって、さらにまた相乗効果が出るというふうに考えますので、取り組みはしてまいりたいと思います。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございました。

最後に、副市長にお伺いします。職員の献血のお話出ましたけれども、市職員には職務専念義務というのがございます。その職務専念義務の中にいわゆるこの献血があるのかどうか、献血が職務専念義務の中の免除対象となっているのか。こういうふうな環境整備も必要かと思うんですけれども、職務専念義務の免除対象となっているのかどうか。

(「通告外だよ」と呼ぶ者あり)

○4番
(長内秀樹議員)
○議長
○副市長
(古川洋文)

いや、市長にお伺いします。私はまた、人事権だから副市長だと思いましたがけれども、市長にお伺いします。

副市長。

職務時間中の職員の献血についてお答えいたします。

これまでは、職員が勤務時間中に庁舎内で献血協力をする際は、上司に許可を得てから協力するということで行ってきました。上司は、業務に支障がないと判断すれば、ボランティア活動の一環として献血に協力させてきたということになります。

本来であれば職務に専念する義務の免除の申請を行って、任命権者の承認を得ることが必要ですけれども、そのような手続きを経ずに協力をしていたところがございます。

今回、長内議員からの御指摘もありましたので、職務に専念する義務が免除できる旨の規程等の改正を行いまして、8月30日付けで改正を行いまして職員に周知をしております。今後も、勤務時間中であっても庁舎内で行われる献血に職員が協力しやすい環境を整えていきたいと考えております。

残念ながら私は血圧の薬を飲んでおりまして、糖尿病ではございませんけれども私も献血に協力できないんですけれども、職員が協力しやすい環境づくりには私も努めていきたいと考えております。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

もう時間もなくなりましたけれども、今回いろいろ献血のお話もさせていただきました。ひとつみんなで平川市を盛り上げていきたいと思っています。私もその中の、微力ですけれどもこれからもいろんな場面で、いろんなところでお話をしていきたいと思っています。また、市民はいろんなところを見えています。ひとつ理事者の皆さん、緊張感を持った行政をお願い申し上げます。質問を終わらせていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長

4番、長内秀樹議員の一般質問は終了いたしました。
11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
第7席、17番、齋藤律子議員の一般質問を行います。
齋藤律子議員の一般質問の方法は一問一答方式です。
齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

(齋藤律子議員、質問席へ移動)

○議長

齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○17番

(齋藤律子議員)

ただいま議長より一般質問の許可がありました、17番日本共産党の齋藤律子です。なるべく12時には終わりたいと考えておりましたが、休憩時間が15分ありましたのでちょっと無理かなと思っております。それでは前置きを抜きにして、直ちに質問に入りたいと思います。

まず最初の質問は、本庁舎完成後の尾上分庁舎の利活用についてお尋ねをいたします。

尾上分庁舎の利活用の問題は、平成26年10月から平成27年2月まで合計3回開かれた平川市支所のあり方検討委員会で、分庁舎機能を本庁舎に移転し、1階に市民生活課を置くとした方針が出されたすぐの議会、平成27年3月の定例会の一般質問で取り上げた問題です。その時の長尾市長は、市内の団体だけでなく南黒の広域の団体に貸し出しを行い、3階までにぎわいを創出する旨の答弁をしています。その後も分庁舎の利活用に関しての質問は数名の議員が取り上げておりますが、いずれも平成32年度までに方針を決定すると答弁をしております。平成32年度までにといいはいつを指すのか定かではありませんが、いずれにせよ分庁舎利活用の方針決定が切迫している時期に変わりはありません。尾上地域住民にとっては、分庁舎の利活用が今後の地域のまちづくりを占う重大な関心事となっております。

さて、この7月末に市役所内において尾上庁舎利活用庁内検討会議が組織されたと伺っています。どのような方針を持ってこの会議を立ち上げたのか、また、本庁舎完成までの時間制約がある中で今後のスケジュールと利活用の方向性を改めて伺いたいと思います。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

齋藤律子議員の、本庁舎完成後の尾上分庁舎の利活用についての御質問についてお答えをいたします。

尾上庁舎の利活用については、尾上地域のまちづくり懇談会でも話題になることが多く、市民の関心の高いところであるということは認識をして

おります。尾上庁舎につきましては、にぎわいの生まれる施設としてのあり方を検討しているところであり、方針としましては、これまでどおりに市の施設として管理すること、また、図書館を含め生涯学習センターの機能は維持し、市民生活課窓口と通級指導教室の機能は残すこととし、空きスペースとなる職員の執務スペース部分を利活用すること、これらを元に検討することになります。

昨年度は関係部署による調整会議を行い、また、尾上地域行政委員の皆様との意見交換をさせていただきました。その中で、ギャラリーやフリースペースとしての活用、また、テナントの誘致など皆様からさまざまな意見をお示しいただいたところでもあります。

そして、本年度より本格的に検討を進めるに当たり、7月26日に尾上庁舎利活用検討会議を組織いたしました。これは、市の関係部署の課長補佐級をメンバーとして組織したものであります。

今後のスケジュールとしましては、本年度は市の全職員を対象としたアイデア募集を行い、検討会議において市職員からの提案をまとめたと考えております。そして来年度には、諮問機関として市民や有識者による審議会を組織し、パブリックコメントを行いながら活用方法の最終決定をしたいと考えております。

平成33年度には本庁舎が完成予定であり、本庁舎や健康センターへの引っ越し作業が終了し次第、尾上分庁舎での必要な改修工事等を実施することになります。平成34年度からの尾上分庁舎の新たな利活用に向けて、引き続き準備を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

ただいま答弁をいただいた中から、それでは質問をさせていただきます。

この尾上分庁舎の利活用に対しては複数の議員が取り上げておりますが、その中で市長は南黒の、質問でも述べたとおり事業者の事務室に貸すんだとこういう答弁もしているわけです。これは平成29年9月、工藤竹雄議員に答えています。私の答弁は先ほど述べたとおりです。南黒で事業者の事務所。

それが平成30年3月、石田昭弘議員が聞いたときは、この事業者の事務所という言葉が出てこなかったんです、答弁の中に。いろいろ聞いたところによりますと、この利活用に対しての検討会議をいろいろ早く立ち上げて、もっと広く声を集めた方がいいのではないかと感じておりましたが、私が今考えるにはどうもこの事業者の事務所にする、この広域の団体、どこの団体を指すのかわかりませんが、この問題が頓挫したのではないかと感じています。一応、私も直接にある団体に出かけて聞いてみましたら、その話はなくなったということが最近聞いております。その関係での今回の立ち上げになったのではないかと。これは今のスケジュールからいけば、本庁舎への引っ越しが終わって改修工事をして平成34年度からの利活用だと。34年からですから1月か2月かそれはわかりませんが、34年からの利

活用だということになります。

市長はいろいろな答弁の中でも述べているのは、「市民ニーズをしっかりと見極めて進めてまいりたい。」、このことを私にも述べております。パブリックコメントも取るようですが、やはり早く市民への働きをやっていただきたい。そういうことでは、その前にこういうことをやるわけですから、尾上地域の住民に対してやっぱりこの方針を徹底するべきではないかというふうに思うんですが、そういう懇談会いろいろ回っていますが、まち懇なんか回っていますが、そのほかに地域住民に対するそういう説明など行うつもりはあるのかどうかお尋ねをします。

○議長

市長。

○市長

再質問にお答えいたしますが、まず、私は尾上庁舎の利活用について何々にすると断定してお答えした記憶はございませんので、後ほど確認してみたいと思いますが、例えば、先ほど議員が申されましたように南黒の事業者の事務室にするという決定的なそういうふうな御答弁はしていなかったというふうに思っております。

(長尾忠行)

いすれにしろ、この多くの皆様方からの御意見をお伺いしながら、その中でじゃあ尾上地域のにぎわいを創出すると言いますか、そのための施設とするにはどのような利活用の方法があるのか、これ探っていかなければならない。その上で、改修が必要であれば改修をしていくということになるかと思えます。

新しい庁舎への移行が今の予定でいくと平成33年の7月になりますので、移った3月から7月になろうと思いますが、その移った後にそちらの方に向けての改修作業ということになります。ですから、その前には何に使うのかというのを決めていかなければなりませんので、多くの意見をお伺いしながら、まずは庁舎の中と言いますか市役所の中の委員会等の意見も聴取し、そして市民の御意見もお伺いしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長

17番、齋藤議員。

○17番

私は、どこに貸すというふうな断定をしていると、そういうことで今お尋ねをしているわけではありません。私の質問にも、南黒の広域の団体という言葉が出てきます。それから、29年9月の質問にも、事業者の事務所などにも、事務室などにもという言葉が出てくるんです。ですからお尋ねしているんです。それが30年3月からはこの言葉が消えたということで、どうということかなとお尋ねをしています。断定をしたわけではなく、そういう話が一応考えていたことがあったというふうに捉えますが、いずれもそういうことが市で考えていたわけですから、そういうことで答弁にも登場してくるわけです。

(齋藤律子議員)

いずれにせよ、これはやっぱり市民ニーズをしっかりと見極めてということをおっしゃっています。ですから私は、ぜひ市民の皆さんにたくさん考えてもらうような方策をとっていただきたいと、声を集めていただきたいとい

うことで質問をしているわけですから、それがそんなことを言っていたのに今はなくなったんじゃないか、けしからんとかいうことではないんですよ。そういうことではないので、とにかく、テナントにも貸すって言っていますから、そういう道も諦めたわけではないのかなと思っております。テナントに貸す場合もまたいろいろ出てくるかと思えますけれども、とにかくその方針を早く徹底して、皆さんに直前になってからでなくてやっぱりお話をしてほしい。

というのは、尾上地域の方たちは、今これから新本庁舎が建つと合併時に心配していたことが頭に浮かぶわけです。全国で叫ばれていました。役場の機能がなくなるとまちが寂れる、それから役場の何て言うんですか、地域経済が廃れていく、文化やコミュニティが寂れていく、こういうことを心配をしているわけですよ。ですから、にぎわいを創出するというところで考えているそうですので、ぜひその方向で進めていっていただきたいと思えます。

それでは、2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、路線バス（弘前尾上線）廃止についてお尋ねをいたします。この質問は、昨日の一般質問で工藤竹雄議員も取り上げておりますが、少し観点が違うところがありますので、答弁のほどをよろしく願いをいたします。

弘前バスターミナルを出発し、弘前駅前、上土手町、和徳小学校通り、高崎2丁目、境関、日沼、八幡崎、猿賀神社前、盛美園前、尾上駅到着の弘前尾上線が平成30年11月30日で廃止されることになりました。土曜日・日曜日・祝日を除き1日5便の路線バスは地域住民の足を確保し、長年にわたり尾上地区駅前から西側町会と弘前を結ぶ路線として活躍をしてきましたが、弘南バス株式会社では12月1日のダイヤ改正を区切りに廃止をするということになりました。

平川市は、尾上駅から日沼まで、これまでの弘南バスの運行どおりの時刻表、停留場所でデマンドタクシーの運行を平成30年12月1日から行うとしています。今議会の一般会計補正予算にも294万8,000円の予算が計上されているところです。

そこで、4点ほどお尋ねをしたいと思います。

①として、路線バス廃止に対する市の分析についてお伺いをいたします。

国庫補助路線が廃止に至った経緯について、市では今回の事態をどのように分析しているのかお尋ねをしたいと思います。市の考え方が、今後の市民の足を確保する取り組みやまちづくりにも大きくかかわっていくことから伺うものです。市長、答弁をお願いいたします。

②は、交通弱者の足を確保する取り組みについてお尋ねいたします。

廃止が決定した路線バスは、利用者が少ないと言っても交通弱者と言われる住民にとってはかけがえのない路線です。冬期間に利用する中・高生や保健センターのお風呂を利用している高齢者、市役所分庁舎への用事や

税金の申告などの足として利用されてきました。このことを考えると、これからどうしてよいのか暗い気持ちになってしまう。現在利用している方には大変不安を与えています。また、自動車免許の所有率が圧倒的に高い団塊の世代が免許返納が見込まれる2025年以降は、移動の制約を受ける交通弱者が急増する時代に突入することになります。

こうした社会情勢を考えた場合、市独自の代替のデマンドタクシー運行はありがたいことではありますが、弘南バスと同じ時刻表、同じ停留所、つまりは同じコースの設定で運行するのがよいのか、大変疑問を感じている次第です。廃止の発表を機に、もう少し住民目線で工夫をこらしたやり方、運行を考えるべきだと思うのですがいかがでしょうか。市長、答弁をお願いいたします。

③は、新庁舎完成後の交通システムの構築についてお尋ねをいたします。

平成33年度の本庁舎開庁後は、機能集約が本庁舎に図られることから、交通困難地域の市民も本庁舎に足向ける機会が増えることになります。尾上地域は、電車を除けば本庁舎までの交通網が整備されていないために、交通弱者は市の中心部へ気軽に行くことができないことになります。交通網の整備はまちづくりそのものと思っています。まちづくりやにぎわい創出の観点からも、本庁舎完成後の新たな交通システム構築が必要ではないかと思っています。このことについても、市長、答弁をお願いいたします。

④について、弘前尾上線を利用する中・高生の足の確保についてお尋ねをいたします。自転車通学ができなくなる冬期間は路線バスを利用する中・高生もいることから取り上げるものです。

現在、日沼、蒲田、新山、八幡崎町会には31人の中学生がいます。中・高生の親、家庭の中には送迎したくてもできない方もいることから、バス利用の生徒がたとえ1人であっても路線を確保しなければならないと考えています。市の考えはどのように思っているのかお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

齋藤律子議員御質問の路線バス（弘前尾上線）廃止についての御質問4点についてお答えをいたします。

まず、廃止に対する市の分析等につきましてでありますけれど、路線バス弘前尾上線に関しましては、平成29年度の実績で乗客の平均人数は3.1人となっており、乗客数が非常に少ない状況であります。特に、バス会社で行っている乗り込み調査によりますと、尾上管内のみでの乗降者数の平均は、弘前行きで1.0人、尾上行きで0.4人となっている状況です。

当該路線については平川市のほか、弘前市、田舎館村が経由地となっており、各自治体では負担金を支出して運行してきておりましたが、今回の国庫補助路線からの除外により、平川市以外の自治体では代替となる路線が運行されていることから、当該路線バスは廃止されることになりました。

乗客者数減少の要因としては、自家用車による各家庭の送迎、医療機関

による無料送迎などが考えられますが、市としては、当該路線バスの廃止によって公共交通の空白地域となるこの状況を回避するため、代替による運行が必要であると考えたところであります。

2点目の、交通弱者の足を確保する取り組みについてであります。

弘前尾上線の路線バス廃止に伴う代替としてデマンド運行を計画しているため、基本的にはこれまでの路線バスの時刻表を引き継いで運行することとしておりますが、利用者の利便性を踏まえて検討してまいりますのでよろしく願いいたします。

3点目の、新庁舎完成後の交通システムの構築についてであります。

議員御指摘のとおり、新庁舎完成後は市役所の機能集約が図られるため、本庁舎へ来庁する市民が増えるものと想定されます。今後、市民が市の中心地に気軽に足を運べるような新庁舎を中心とした新たな交通システムを構築し、にぎわいの創出を図るとともに快適に暮らせるまちづくりを目指してまいります。

4点目の、弘前尾上線を利用する中・高生の足の確保についてであります。

公共交通は、運転免許を持たない方や高齢者、児童生徒の通学等の移動手段として日常生活に欠かせないものでありますので、今後も状況を把握しながら路線を維持したいと考えております。以上です。

齋藤律子議員。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

4つになりますが、微妙に関連がありますので重複する場合もあると思いますがよろしく願いいたします。

まず、この市の分析です、①の。家庭の中での送迎、それから医療機関の送迎などを利用しているのではないかと。

それは確かにそうですが、この地域は昔から交通困難地域となっております。弘前に行くにはこのバスを利用する。それから、中心の人たちは電車を利用する。旧尾上町時代であっても、尾上に向く足がなかなか不便なところでした。そういうことで、乳幼児健診、予防接種、若い人も余り免許がなかった時代、それからチャイルドシートもなかった時代はタクシーを私もいつも利用していました。数千円、往復でかかります。そういうことから、なかなか病院も尾上の中心部に行けないので弘前・黒石にアンテナが向いていた地域でもあります。しかし、全ての医療機関のバスが尾上地域に入らなくてということでもないし、家庭でもそれぞれ若い人が仕事をしていると送り迎えがしてもらえない人、若い人たちに遠慮して自分のことは自分でやろうという姿勢の方が多いので、そんなことではないのかなと私は思っています。

これは見解の相違ですから、これをいろいろ言っても平行線をたどるばかりですが、やはり公共交通、地域住民の足を確保するということは、1人であってでもやっぱりそういう困難なことに対して目を向ける。この姿勢が市当局としても必要ではないかと思っております。そういうことで、

3. 1人実績であるということですから、これはぜひ今後利便性を考えて、ぜひ多くの方に利用されるようになってほしいなどこのように思っています。

2番の交通弱者にも関連するわけですが、これは利便性を引き続いて踏まえて運行するということでした。

しかしこの時刻表、1つの例を挙げれば、1時に尾上駅前に着くバスがあります。このバスで来ると、例えば保健センターのお風呂に入ると大体入浴時間は1時間ぐらい。すると、この乗ってきたバスは15分ぐらい、この弘南バスからいただいた時刻表によると15分ぐらい待つわけです、駅で。そして今度は弘前行きに発車するわけです。すると、次のバスでないとダメなんです、それが4時15分ぐらい。もう2時間以上も待たなきゃいけないわけです。とても不便で、市役所分庁舎に来てもそうです。用事を足しても、次のバスで帰ると15分ではとても足せませんので、すると2時間以上も待たなきゃいけない。これでも利用している方がおります。

こういうことでは、こうした時刻表が今までの弘南バスの時刻表でよいのかどうか。これがやっぱりニーズに合っていない。そういうことから利用者が減る。でも、どうしても温泉に入りたい方は不便であっても行くわけです。しかし、保健センターの温泉は3時まで。後、大変ですね。まだそこで暗い中でぼつんと待つのも。そういうことから、こういう問題もあります。

そういうことではこのコース、コースもまたいろいろ、八幡崎を通過して日沼のところということ。駐在のもう少し向こうの向かい側のバス停。建物があるのでそこがいいのかなという、聞き取りのときはそういう話でしたが、蒲田で言わせれば、中学校が冬に、実際利用したいという人がいます。猿賀西口から乗って行くんですが、今度は少しバス停が遠くなります。正確には測ったことないんです、何百メートルか。だけでも、西口も結構なものですが、中学生なら歩く力がいいからと言うかもしれませんが、高齢者はまたこれ、分庁舎など温泉に来る場合は大変ですね。そういうことが1つあります。

それから新山、ここは八幡崎に出て野合いを歩いてくる。こういうことにもなっています。もちろん野曾江もそうです。野曾江も八幡崎の神社の手前の停留所で乗らなければいけません。長田もそうですね。ここも交通困難地域です。こういうことから、やっぱり③の新庁舎完成後の交通システムにもつながりますが、このことを考えるともう少し研究をしていただきたい。きりがないとおっしゃるかもしれませんが、そういうことをお願いします。

それから、弘前尾上線を利用する中・高生の足の確保で、料金が200円になるということですが、実際この路線を利用している方、障がい者の手帳があると半額になります。ですから、八幡崎が真ん中辺だとしますが、尾上の駅前まで行くには110円。温泉に入るといふ人は今110円で行けるそうです。こうした場合は今度200円だと高くなるわけですね。ですから私は、

学生もやっぱり毎月学校に納めるお金がかかります。その上、冬期間はバス利用では数千円というお金が発生するわけです。この高齢者とか学生、障がい者、こういう方にはやっぱり割引も考えていただきたいな、そう思っています。障がい者の方も、200円で1週間に2回お風呂に行く例を取れば往復800円になります。4週間かけると3,200円。老齢福祉年金少ないですね。その中からは10%の負担にもなるわけです、1か月間。年間にするとかかなりなお金になります。そのほか介護保険料も引かれる。もうとても大変なことになるわけですね。ですから、そこいら辺はやっぱり、弘南バスでも障がい者の割引などもありましたし、もう少し考えていただきたいなと思うんですが、以上のことについて、答えられない部分もあるかと思いますが答弁をお願いします。

○議長

市長。

○市長

再質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、デマンドタクシーを実施するというふうにしたのは公共交通、いわゆる住民の足を確保するためにしたということであります。今までのバス路線、これは廃止になるのは私どもの力ではとめることはできませんでしたし、そういう中であって地域住民の足をどのようにして、交通弱者と言われる高齢者やそういう人たちの足をどのようにして確保するかということで、今回デマンドタクシーという案を出させていただいたということで御理解いただきたいと思えます。

また、利便性、時間やコース等にいろいろ不具合があるというふうなことでございましたが、この件に関しましては御答弁でも申し上げましたが、利用者の利便性を踏まえて今後検討していくということですので御理解いただきたいと思えます。

それから、本庁舎完成後の足に関してでありますけれど、この件に関しましては、尾上地域のみならず東部地区もそうであります。特に、東部地区は足の確保というのは非常に厳しい状況にあります。その辺のところも踏まえながら、全体的な市内全体の交通網というものを考えながら検討してまいりたいと思えますし、中・高生の足の確保、これはそのことありまして、今回デマンドタクシーというのを尾上から日沼まで行き、そこから弘前黒石線に乗りかえていただくということで足の確保ということをさせていただきました。

障がい者の割引については今のところ検討はしておりませんが、今後、御提案になったことについてはちょっと検討してみたいというふうに思えます。以上です。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

それで、割引のほうは検討したいということではありますが、この停留場所ですね。これもやっぱり考えていただきたいと思っています。

1つお話したいことがあります、ある中・高の関係ですが合併した自治体、ここも弘南バスが行っていましたが、名前を言うと相馬地区です。

私はその高齢者の方から数年前にちょっと聞いた話です。そこも、家まで行くそうなのですが予約制、予約で、弘南バス路線が廃止されてなっているところですが、何が一番困るかという、高齢者はやっぱり予約をする。もう本当に電話機が例えば0120、いろいろあると思うんですが、いろいろこの電話機をプッシュするか回すかはわかりませんが、そういうことがとても大変だと、予約をすることが。

昨日の答弁にもありました、前日は20時まで。前日の20時までと、朝早くはですね。それから2時間前まで。こういうことになりますね。ですから、忘れてしまうともうとてもそれ行けなくなるわけです。そういうことで私はできれば、この周知徹底を市はすると思います、住民に。そういう場合に、電話番号やそういう連絡のやらなければいけないところを小さく書かないで、大きなポスターにでっかく表示して家に張っておけるような、そういうことを考えていただきたいと思っているわけです。なかなかこの0120とかどう、直接、電話料金が発生するやり方でやるのかどうかわかりませんが、こういうことからしてそういう配慮が必要ではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長
(須藤俊弘)

今御提案いただきました、わかりやすく大きな形でのポスター等つくったらいいのではないかとということでございますので、こちらについては前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長

齋藤律子議員。

○17番
(齋藤律子議員)

言いたいことはちょっと山ほどありますが、次の3番の質問に移らせていただきます。

3番目の質問は、受動喫煙防止と喫煙場所の確保についてお尋ねをしたいと思います。

①市の施設についてお尋ねをいたします。

平川市は「健康長寿青森県ナンバーワンのまち」を目標に掲げておりますが、受動喫煙対策についての取り組みはまことにずさんと言わざるを得ません。

今年の8月11日、さるか荘で行われた尾上地域の夜店まつりのイベントに参加をしました。17時からの開催でありましたが、16時過ぎに到着するとホールでは既に喫煙している方がおり、受動喫煙の害を受けることになりました。このイベントには、アトラクションとして認定こども園2園の園児や尾上中学校の生徒が参加しており、受動喫煙の被害に子どもたちや生徒がさらされていることを目の当たりにし、ひどいショックを受けました。

さるか荘は指定管理されている施設ではありますが、市の公共施設です。市の公共施設の分煙を進めているとは市は言っておりますが、このような事態があっては受動喫煙防止対策は手落ちの状態です。

平成30年3月の私の一般質問で、受動喫煙問題を取り上げました。市長

○議長
○市長
(長尾忠行)

からは、市が管理する施設の禁煙、分煙に取り組み、完全禁煙及び完全分煙を行っている旨の答弁がありました。このような事態があつては、完全分煙・完全禁煙を行っているとは言えないのではないのでしょうか。さるか荘を含め、市の施設の完全な受動喫煙対策を進めてほしいと思います。市長の見解を伺います。

②は、本庁舎についてお尋ねをします。

新本庁舎においても喫煙場所を確保し、市民が受動喫煙の害をこうむらないよう受動喫煙防止対策を、健康増進法を守る意味でも健康増進法に基づいて徹底してほしいと強く思っています。このことについても市長、答弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

御質問、受動喫煙防止と喫煙場所の確保についての質問2点についてお答えをいたします。

まず、市の公共施設については、分煙、禁煙を進めているところでありますが、その中で子どもたちが受動喫煙にさらされるという事態があったことについては非常に残念なことであり、改善すべき内容であると考えます。

平成30年7月25日付けで健康増進法の一部を改正する法律が公布されております。改正前の健康増進法においては、多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙防止対策を講じるよう努めなければならないという内容でありましたが、今回の改正により、望まない受動喫煙の防止を図るため多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止や、施設等の管理者権限等の責務が明文化されております。

改正された法律では、学校や病院、行政機関の庁舎等は第一種施設と定義され、屋内に喫煙室を設けることができないものとなっております。また、屋外に設ける喫煙室についても、受動喫煙を防止するための設置基準が今後厚生労働省より示されることになっております。

その他の施設で、多数の者が利用する施設については、第二種施設と定義され、原則屋内は禁煙となりますが、喫煙専用室を設置することでその場所でのみ喫煙が可能とされております。こちらについても、設置基準が今後示されることになっております。

改正された法律の正式な施行日は未定であります。第一種施設はラグビーワールドカップが開催される2019年の夏ごろ、第二種施設については東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年の4月と、段階的な施行が予定されております。

健康長寿ナンバーワンを目指す本市としては、受動喫煙対策は重要なものと考えますので、法令順守はもちろんのこと、屋内外の喫煙場所の見直しや分煙対策について行えることを早急に進めてまいります。

また、各町会の集会施設を始め指定管理者が管理する公共施設につきましても、今後指定管理者へも分煙の必要性を認識していただき、受動喫煙

対策を進めてまいりたいと思います。

2点目の新庁舎についてであります。新庁舎における受動喫煙防止と喫煙場所の確保についてお答えをいたします。

最初に、現本庁舎の喫煙場所についてであります。屋内は禁煙としており、1階南側の入り口付近の屋外に喫煙場所を設けております。

続いて、新本庁舎の受動喫煙防止対策について御説明申し上げます。市役所を含む第一種施設の受動喫煙防止に関する法律改正については、来年の、先ほど申し上げました来年のラグビーワールドカップが開催される夏ごろに施行される見込みであり、屋外に設ける喫煙室以外は敷地内禁煙となります。

屋外に設ける喫煙室の具体的な設置基準は、これから厚生労働省から示されることになっていることから、その措置内容、設置場所及び費用を勘案し、設置することが適当であるとした場合は、来庁者に対し望まない受動喫煙が生じないように対策を講じていくものでございます。以上であります。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

いずれにせよ、やっぱり政治家は法律を守らなければいけませんので、ぜひそういう国の方針にしたがって、今後本庁舎建設の時期とも重なるわけですので、やっぱり健康増進法を守る取り組みを進めていただきたいと思います。

よく、今回の市長答弁からは完全分煙、完全禁煙という、この完全が抜けました。前回はこのことを堂々と高らかに言っているわけです。前回の答弁です。平成30年3月6日の私の一般質問に対してですが言っていますね。それで、喫煙対策は重要なものである。禁煙対策とかそういうことじゃなくて喫煙対策は重要だと、こう市長述べているのです。ですから、いかに平川市ではこのことに対して取り組みが遅れているか。

今受動喫煙、たばこをのまない家庭の子どもが検査をしたら受動喫煙をしていたと。じゃあどこであるかというふうに見つけて、バス停で、建物の中とかそういうことはあれですがバス停で吸っていたために、訴えることもできるわけです。訴訟になっていたりもするわけですね。そういうことも問題も発生してきます。ぜひ、健康長寿青森県ナンバーワンを目指す平川市ですので、ぜひこのことを大いに市民にも啓蒙してやっていただきたいと思います。

そこで、一応私は前にステッカーなども配布したり家庭の啓蒙も、そういうことも必要だと言ったことがあるんですが、いろいろ取り上げてみたら、施設にも禁煙とかそういうことが張っているところもあります。しかし、まだまだ不十分です。そういう啓蒙活動、このことを市長は、最後、どう思っているか答弁をお願いします。

○議長

○市長

市長。

喫煙に対する、禁煙に対する啓蒙活動あるいは受動喫煙防止というのは

(長尾忠行)

非常に大事なことというふうに認識しておりますので、今後とも市としては積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

最後、どういう方法で取り組むかはちょっと伺えなかったんですが、ぜひ期待をしております。

時間も昼休みに食い込みました。あと9分を残しますが、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○議長

17番、齋藤律子議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午前12時08分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、1番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

(工藤貴弘議員、質問席へ移動)

○議長

工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

○1番

(工藤貴弘議員)

ただいま議長より発言を許されました第8席、議席番号1番、誠心会の工藤貴弘でございます。

御承知のとおり、本年は全国で大規模な自然災害が多発しています。北陸地方を中心とした豪雪被害を皮切りに、島根県西部地震、大阪府北部地震、犠牲者の数が200名を超え平成最悪の被害をもたらしたいわゆる西日本豪雨、つい先日にも、本市へも被害を与えた台風21号。その台風被害が予想よりは軽微であったことに安堵した矢先での北海道胆振東部地震でした。

私も目を覚ますほどの長く気持ちの悪い揺れを感じていた時、本市の碓ヶ関小学校、竹館小学校、平賀東小学校の3校も修学旅行先の道南地方で被災していました。本来は楽しいはずの修学旅行が、予期せぬ震災に巻き込まれてしまいました。児童はもちろんのこと、随行する先生方、また学校関係者や教育委員会、そして特に保護者の皆様は気をもんだことと察します。

平賀東小学校ではかねてよりブログを開設していて、被災から帰宅まで画像を添えてつぶさにその状況を発信しておりました。たまたまそのことを聞きつけた私も、地震のあった日の夕方からそのブログを見守っていました。停電で宿泊地はもちろん街に出ても信号の明かりは消え、全国有数の観光地である函館市にあっても往来に人けはなく、目にするものはスーパーやコンビニへ食料品や生活用品を買い求め行列する人々の姿、トイレや食事にも難儀し、強い余震が予測される状況下で大変な不安と不便な思いをしたことと思います。一方で、子どもたちは逞しくもあり、時折笑顔

を覗かせる画像も掲載されていきました。その後、平賀東小学校では急遽取れたフェリーを乗り継ぎ夜中の1時過ぎにそれぞれ家族の待つ自宅へと帰り、他の2校も無事、けがもなく帰って来れたとの報告が、先般の教育民生常任委員会閉会后に教育委員会事務局長よりございました。

きっと楽しい思い出に染まるはずだった修学旅行が、まさかの大地震で身の危険やストレスにさらされる旅になってしまったことは残念でありませんが、児童たちが今回の旅を通じて現地で見たこと、体験したことがいつの日かそれぞれの人格形成や将来設計、または志としていい方向に作用することを心から願ひまして、通告にしたがい順次質問して行きます。

まずは、平川あどの祭りについてお尋ねいたします。

先月の14日、本市で初めてとなる観光イベントとして平川あどの祭りが開催されました。当日は午後4時より平賀郵便局前からポケットパークのある交差点までを歩行者天国として解放し、そこでは、はしご車の乗車体験や柏木町ねふた愛好会を先頭に5団体のねふたが展示され、7時にはゆっくりとした足取りで平賀駅まで運行しました。そのほかにも商工会館隣の駐車場ではライブイベントが、さらには出店が並ぶなどにぎわいに彩りを添え、御先祖に思いをはせ家族親族と心寄せ合うお盆のさなか、多くの笑顔と感嘆の声が響いていました。

これまでの定例会の施政方針や議会での質疑によって明らかにされてきましたが、確認の意味も含めまして、まずはこのたび初めて開催された平川あどの祭りについて、その開催の経緯と目的についてお知らせください。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

工藤貴弘議員御質問の平川あどの祭りの成果と今後、経緯等について御答弁申し上げます。

(長尾忠行)

8月14日に開催された平川あどの祭りの経緯と目的についてであります。ひらかわねふた連絡協議会から昨年6月御提案いただき、お盆に帰省する市出身者にふるさとの平川ねふたを見せたいとの思いから、実施するに至ったものであります。

実施主体としては、ひらかわねふた連絡協議会を始め、平川市商工会、平川市観光協会、市で構成される実行委員会を立ち上げました。当日は市内5団体のねふたが参加し、日中は議員御指摘のとおりステージイベントのほか防災体験コーナーも設けたこともあり、多くの来場者でにぎわいが感じられたところであります。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

祭り開催の経緯について御丁寧な御答弁ありがとうございます。

(工藤貴弘議員)

それでは、次の質問に移ります。観覧者数に関する質問です。

ねふた運行の時が近づいてくるにつれて、いよいよ駅前通りはにぎにぎしくなってきました。中・高生らしき若者グループ、固く手をつなぎ合うカップル、あでやかな浴衣に身を包む女性、よちよち歩きの子ども連れの家族、そして穏やかな笑顔でねふたを見つめるお年寄り、そうしたさまざま

まな人々の顔がねふたのこうこうとした明かりに照らされているその光景、にぎわいは本番のねふた祭りにも勝るとも劣らないという印象を抱いたところでは。

率直に申し上げれば、今年初めて実施するイベント、お盆という何かと忙しい時節、そして先の3月議会でこのイベントを私は知り、そのことを周囲に話したところ、私の伝え方が多分悪かったのか、中にはあまり芳しくない反応もございました。ですので、当日を迎えるまで内心寂しくならなければいいなあと危惧していたのですが、それは杞憂に終わりました。

そこでお尋ねいたします。今定例会冒頭の施政方針で触れられてもいましたが、今一度平川あどの祭りの観覧者数は何名ほどであったのかお知らせください。また、今年初めてのイベントでありますのでその設定は難しいとは存じますが、観光振興を推進し平成33年には観光入込客数100万人を目標に掲げる本市として、人数の目標、その設定をしたのかお知らせください。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

議員もごらんになり御存じかと思いますが、平川あどの祭りにはお盆に帰省された方々を始め市内外からも多くの方々にお越しいただきました。当日の天気予報は、週間予報で雨でありましたけれども、何とか雨も降らず、関係者一同安堵したところであります。

観覧者数でございますけれども、祭り実行委員会によりますと、観覧者数は1万2,000人と発表されております。

また、観覧者数の目標を設定していたかについてでございますが、今回初の開催であったことから観覧者数の予測をすることが難しく、目標設定をしておりませんでした。以上です。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

観覧者数はおよそ1万2,000人、そして目標人数の設定はなかったと。目標人数設定がなかったことについては、私は、初めてですので御答弁にもありましたようにそれはいたし方ないかなと思っております。もしまた来年度以降この祭りが開催するのであれば、そのときはぜひ目標人数を設定していただいて、その人数に見合った祭りのブラッシュアップをしていただければと思っております。

次に、祭りの周知宣伝方法についてお尋ねいたします。初めて開催するイベントですので、当然、認知度向上のためにその情報発信に苦慮されたはずでは。また、今般はひらかわねふた連絡協議会より、お盆に帰省される本市出身者の方々にも津軽の夏の伝統行事であるねふた祭り、それもふるさと平川市のねふた祭りを見ていただきたいという熱のこもった思いを酌んで実施された経緯がございます。市内や県内他市町村のみならず、県外へも当然、範囲を広げた積極的な情報発信が必要であったかと思っております。

そこで、平川あどの祭り開催に当たり、どのような媒体でどの範囲までその宣伝を行ったのかお知らせください。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

それでは、周知方法についてお答えいたします。

平川あどの祭り開催に当たり行った宣伝方法でありますけれども、市内への周知として市内観光施設へのポスター掲示のお願いや各町会へのチラシ回覧、広報への記事掲載をいたしました。また、市外向けといたしましては、近隣の観光施設へポスター及びチラシの掲示をお願いしたほか、8月8日から祭り当日の14日にかけてRABラジオで15秒のCM告知を1日5本行い、広く周知したところでございます。以上です。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

市内外、チラシや広報誌またはポスター、そしてラジオを活用しながら広く周知宣伝されていたということでしたが、また今後はこういったイベントがある場合は、もちろんSNSとか、例えば本市では移住トークですか、仙台と東京のほうでもやっていたらしゃる。私、詳しくはわかりませんが、恐らくそこに参加される方は本市出身者あるいは県内出身者、または本市及び青森県に興味のある方が参加されるかと思えます。何か居酒屋で終わった後飲んだりとかしているようですのでそういった場とか、あるいはもう思い切ってトップセールスとかそういったときにでも、または東京の青森県人会とかそういったところにも広く周知していったほうがよいかと思えます。これは私の提案でございました。

それでは、次の質問に移ります。

市としての総括と今後について質問いたします。私としましては、このたびの平川あどの祭りの開催は、大きなにぎわいを生み出し非常に活気づいた祭りとして大変いいイベントであったと受け止めております。お盆の忙しい時期にもかかわらず開催に尽力された各ねふた愛好団体、商工会、観光協会、行政、そして関係する多くの皆様にこの場を借りて感謝申し上げます。

ぜひ、来年度以降も開催していただきたいと願うところですが、市として、まずは平川あどの祭りが今回開催されたことについての所感と、併せて来年度以降の開催の是非について御見解をお知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

まず、議員から御指摘いただきました周知等につきましてですが、御提案いただきました。来年度に向けて移住トークやあるいは県人会等での広報の仕方もあるのではないかとということではありますが、ぜひ、もし来年度以降開催するということになれば、そういうふうな方法もまた取り入れていきたいなというふうに思っております。

総括と今後に関しましてですが、平川あどの祭りについて私の所感であります。市民はもとより当市の出身者を始め市内外の多くの方々に平川ねふたを楽しんでいただき、非常に盛況なイベントであったというふうに思っております。特に、帰省されたお子さん連れが非常に多く見受けられました。平川ねふたを見たいけれど8月の2日、3日には来れないと

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

いう方が非常に喜んでおったというふうな話も聞いております。

来年度以降の開催については、今後、平川あどの祭り実行委員会の中で議論されていくことになると思いますが、参加された各ねふた団体の意見も聞きながら、引き続き実施していきたいと考えております。以上です。

工藤貴弘議員。

まずは市長のほうから、宣伝周知の方法についても同意と言いますか、そういった場面でもやっていきたいというお言葉いただきましてありがとうございます。

そして、所感についても私同様、すごく好意的に受けとめていらっしゃると思っておりました。また、来年度以降の開催については、もちろん関係する諸団体の合意も得ながらということでありますけれども、ぜひ市としては強く、そういった場面では訴えていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

もしも来年度以降も平川あどの祭りが開催されるのであれば、本市の新しいイベントとして定着し、より多くの市民の方や市外、県外からの観光客に訪れてほしいというのが、私の素直な気持ちです。

そのために、まずは祭りの認知度向上のために、さらなる情報発信をあらゆる機会や媒体を通じて積極的に図るとともに、祭りとしての規模の拡大も視野に入れる必要があるのではないかと考えるところです。

それは、例えば実施する時間の拡大、会場の延長拡大、今回で言えばはしご車の乗車やライブステージがあったように、そういった類いの催し物の種類の拡大、あるいは出店の出店数の拡大などが単純に考えて候補に挙げられるものではないかと考えます。

そして、やはりこのイベントはねふたがメインでありますから、出陣するねふたの数の拡大ということが観覧者にとってはまず第一の検討材料になるのではないかと思います。あるねふた団体では、お盆の時期なので当日会場に山車を持っていくのは非常に厳しい。事前に、または事後にも会場付近に山車の保管等が可能であれば、参加する、しないはまた別問題ですが、その参加するためのハードルは低くなるという趣旨の声もあるようです。

もっとも、単純に規模の拡大と申しましても、規模が拡大するに連れて予算の都合や、あるいは人員の確保などの問題が当然生じてきますし、そもそもとして実行委員会に関係する各団体の合意が不可欠ではありますが、市としては来年度以降の開催、もし、するとなればより観覧者数を増加させにぎわいを創出していくために、祭りの規模の拡大や各ねふた団体が参加しやすい環境づくりを考えていくのかお知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

あどの祭りの規模の拡大についてでありますけれども、規模の拡大については、今後、平川あどの祭り実行委員会の中で議論されていくことになると思います。

各ねふた団体が祭りに参加しやすいような環境づくりをするかという点については、今後、各ねふた団体へ意向調査をし、どのような環境が求められているかを把握した上で、平川あどの祭り実行委員会のほうで議論していただきたいというふうに考えております。

議員からも御指摘いただきました。世界一の扇ねふたを含めて5台の参加でありました。ただ、御指摘いただいたようにお盆の時期、14日でありますので、なかなか参加したくとも参加できないという団体も多数見られたというふうに聞いております。本番のねふた祭りは30台参加でありますけれど、今回は5台ということでありましたので、これを継続していくためにはやっぱり参加団体の御理解と御協力を得なければなかなか実施は難しいというところもあります。非常ににぎわって、子どもたちも喜んでおりましたので、継続したいという思いは非常にありますけれど、その辺は実行委員会の皆さんと協議しながらその環境整備等にも、もし何か足りないものがあるのであればどういうふうな配慮したら参加できるのか、そういうことを含めながら検討を加えていきたいというふうに思います。

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

やはり各団体の合意というのはもちろん大前提ですので、今後の会議の場では、私の要望としては、市のほうからは来年度も開催してほしいというふうに強く関係団体に呼びかけていただければと思います。また、各ねふた団体の参加しやすい環境づくりについても、もし、実はこれこれ事情があつて本当は参加したいんだけど、ここ手助けしてもらえれば参加できるんだよとか、そういうお声とかがあれば、市のほうでもそのために尽力していただくようお願いいたします。

この質問の項目については、以上で終わります。

次に、民生委員・児童委員についてお尋ねいたします。

民生委員制度の歴史は、大正6年に当時の岡山県知事が地域の貧困者の実情に鑑み、その相談に乗る防貧制度として済世顧問制度を発足したことに始まるそうです。翌7年には大阪府で方面委員制度が発足し、昭和3年に全国へ普及した後、戦後の昭和21年に民生委員令の公布により現在の民生委員に名称が改められ、昨年は制度創設100周年を迎えたとのことであります。

民生委員は、地域の実情に精通し、福祉活動やボランティア活動に理解と熱意のある方が町内会などからの推薦を受けてさまざまなレベルの審査を経たのち、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員として、現在では全国で約23万人の方が地域福祉の中心的存在として活躍されています。ボランティアとして活動するため給与はなく、業務上必要となる交通費や通信費などが活動費として、全国平均では年額約80,000円弱支給されるにとどまっているようです。任期は3年で再任は妨げず、年齢要件については国基準で75歳未満であることが努力目標として規定されているものの、青森県では昨今のなり手不足に鑑み、78歳未満

まで引き上げられているようです。また、自治体の人口や地域の実情によって委員の数が定められており、本市の場合は90名となっているようです。

今日では社会構造の変化や福祉制度の充実に伴い、当初の生活困窮者に関する調査や相談対応にとどまらず、高齢者、障がい者、子育てや介護をしている方が周囲に相談できず悩みを抱えて孤立してしまわないように、身近な相談相手として関係機関への橋渡しなど必要な支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域づくりのためにはなくてはならない存在です。

その一方で、近年は全国的に業務の複雑化、多忙化等に伴う民生委員・児童委員のなり手不足、または極端な高齢化が問題視されており、青森県においても前回2016年に行われた一斉改選の際に、委員の定数3,414人に対し3,221人が委嘱されましたが、21市町村で計193人の欠員が生じたとのことです。さらには、本県における欠員数は改選のたびに増加する事態に陥るなど、厳しい状況に置かれていると考えます。今回の一般質問では本市における民生委員等の現状を把握した上で、その負担軽減となり手不足解消の一助になればと思った次第です。

そこでお尋ねいたします。本市の委員構成の現状についてお知らせください。現在、委員に欠員はあるのでしょうか。そして、委員1人当たりの担当世帯数の平均と、その最少と最多は幾らであるのか。次に、委員の平均年齢とその最年少と最高齢は幾つであるのか。さらには委員の平均任期回数とその最少と最多について。男女比率もお願いいたします。最後に、定年年齢の引き上げが増加している社会背景の中で、65歳以下の委員数をそれぞれお知らせください。

- 議長
- 健康福祉部長
(三上裕樹)

健康福祉部長。

民生委員・児童委員についてお答えいたします。

当市の民生委員・児童委員は定数90名で、そのうち児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員が7名となっております。担当地区を持つ民生委員・児童委員は83名でありまして、平成30年8月1日現在において欠員はございません。

委員1人の担当地区世帯数は平均すると143世帯で、最少が52世帯、最多が240世帯となっております。委員の平均年齢は66.7歳で、最年少は40歳、最高齢は86歳です。委員の平均任期回数につきましては、1期が3年間、平均3.1回で、最少任期は1回、最多任期は10回となっております。また、男女比率は男性が44人で48.9%、女性が46人で51.1%を占め、女性の比率が若干高くなっています。65歳以下の委員につきましては36名で、全体の40%になります。以上でございます。

- 議長
- 1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

御答弁ありがとうございました。民生委員の方の年齢構成等について詳しく教えていただきました。個人的に驚いたのが最高齢の方が86歳でいらっしゃる。最年少の方が40歳であったと。任期回数についても最多が10回ということでした。

- 議長
- 健康福祉部長
(三上裕樹)

では、次の質問に移ります。この民生委員の皆さんの主な活動内容とその活動件数等についてお知らせください。

健康福祉部長。

民生委員等の活動内容等についてお答えをいたします。

民生委員・児童委員の主な活動は、地域住民の困りごとに対する相談、福祉サービスの情報提供や行政機関への連絡を行う支援活動、住民の安否確認、見守りなどの訪問活動のほか、行政や関係機関等の行事への参加や協力等となっております。

平成29年度の活動状況は、各種相談件数が年間1,380件で1人当たり約15件、訪問活動件数は年間5,288件で1人当たり約59件、行事や会議、研修などの活動件数が年間5,673件で1人当たり約63件となっております。委員の活動日数は年間延べ8,420日で1人当たり約94件であります。以上でございます。

- 議長
- 1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

民生委員さんの活動内容とその件数、そして平均についてお知らせいただきました。私、今持っている資料で厚労省が平成25年度に公表しました福祉行政報告例というものがございまして、こちらでは民生委員・児童委員1人当たりの年間活動数というものがそれぞれの活動区分と併せて総数と平均というものが出てきております。平均のほうについて見てみますと、全国と当市と比べてみて、その回数や訪問回数ですとか相談支援件数ですとかまたは相談支援以外の活動件数、そしてまた、年間の活動日数は全国平均と比べれば少ないようでした。

それでは、次の質問に移ります。

最初の質問の御答弁では、現在平川市の民生委員・児童委員等については欠員はないとのことでしたが、2年前の一斉改選時には、三町会地区、西の平・松館地区、広船地区に欠員が1名ずつ出ておりました。また主任児童委員では平賀東・竹館・広船地区で欠員が生じていたと。もう少しさかのぼって見ますと5年前の2013年一斉改選でも欠員は生じており、石郷地区、柏木町地区、大坊地区、広船地区に1名ずつありました。8年前の2010年の一斉改選では、私の資料の読み間違いがなければどうやら欠員はないのではなかったかと思えます。

あくまでこれは一斉改選時の状況でありますし、途中で現在のように委嘱されるケースももちろんございます。しかしながら、一斉改選時に委員の欠員が2期連続して発生している状況というのは、委員の任期が3年と定められているのにもかかわらず、町会や地区で委員として推薦すべき人材の不在に大変頭を悩ませているということの証左になるのではないかと私は考えるところです。

そこで、市としては前回の一斉改選時に欠員が生じたことに対して、どのように分析しているのでしょうか。また、このような状況下にあっては、今後なり手不足の深刻化という問題が生じてくると思えます。この点につ

いてもどのように捉えているのか、合わせて2点について御見解をお示しください。

○議長

市長。

○市長

御質問にお答えをいたします。前回の一斉改選は平成28年12月1日に行われており、委員定数90名のうち議員御指摘のとおり民生委員3名、主任児童委員1名の計4名が欠員となりました。

(長尾忠行)

欠員が生じた要因等については、核家族化の進行、価値観や生活様式の多様化に伴い、地域社会における連帯感や支え合いの力が弱くなってきており、隣近所つき合いを避ける方もふえている社会的な背景があると思われれます。また、なり手となる人材の高齢化、福祉行政の複雑化と高齢者の増加による負担増、就労年齢の上昇により平日に時間的余裕のある人材確保が難しいことなどが考えられます。欠員のあった町会等に対しては継続して推薦をお願いし、現在、議員御指摘のとおり欠員はない状況になっております。

今後のなり手不足につきましては、県内でも欠員が生じているところもあり全国的な問題であることから、当市においても将来深刻化するものと考えておりますので、その対応等を考えていかなければというふうに思っております。以上です。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

欠員の分析については業務の負担化、そして複雑化、そしてまた、社会に働く人が60歳超えてもまだまだ元気ですらっしゃって働いていく。そのことによって人材が不足している。または隣近所、地域とのつながり、その希薄化、地域力というものが衰退しているからだということでございました。そしてまた、なり手不足について市としても将来深刻化していくのではないかと捉えているとのことでございました。

(工藤貴弘議員)

次の質問に移ります。

今、御答弁等にもあったように、民生委員のなり手不足の要因にその業務の複雑化、多様化が挙げられています。社会情勢に合わせて目まぐるしく改正される福祉関係の法令への理解や、冒頭でも触れましたが制度発足当初の生活困窮者の調査や支援だけではなく、高齢者や障がい者の見守りについても、高齢化が進むに連れて当然その見守りの対象人数や訪問等の回数も増えていくことかと思えます。児童委員も兼ねることから児童の虐待防止や妊産婦への支援、近年ではひきこもり対応や災害時要援護者の避難支援態勢づくりのために、台帳の作成や避難支援者の確保、これらほかにたくさんありますが多種多様な問題の支援や解決について、地域のつながりの希薄化や個人情報保護の意識の浸透により、業務の性質上個人や世帯の情報を得るのが必要でありながら、敷居をまたいで相手のところに入っていかなければいけないということでありながら、そういった意識の浸透もあって日々の活動が困難な状況に追い込まれている場合もあるそうです。

また、民生委員の中には、町会の町会長さんやあるいは役員、消防団員など民生委員のほかにも地域のための役職を複数務める方もいらっしゃいますし、先ほど欠員の話でも取り上げましたが、地区で欠員が出た場合は、近隣地区の民生委員に相談することになるんですけれども、委員としても担当する数が増えるだけでなく地元ではない地域で活動するのは大いに負担となるはずです。こうした民生委員の負担を少しでも軽減するための、市としての具体的な支援策はあるのでしょうか。お知らせください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

工藤議員御指摘のとおり、今の時代民生委員・児童委員の役割は非常に重要であり、また、その仕事も多岐にわたっております。

しかしながら民生委員はボランティアであり、地域福祉を推進するため地域の身近な相談相手として、福祉行政と住民のつなぎ役という重要な役割を担っていただいております。

当市では、民生委員等のさまざまな活動を支援するために、平川市民生委員・児童委員協議会及び地区協議会の事務局を福祉課や尾上・碓ヶ関市民生活課に置き、会議や研修等の調整を含め事務的な支援を行い、活動しやすい環境づくりに努めております。また、研修や学習会、委員同士の交流を図り、活動費の支給などを行うことで微力ながら支援をしている状況です。

しかしながら、民生委員等の負担軽減となる抜本的な施策については、現状ではなかなか難しいと言わざるを得ません。対応というのは本当に難しいと思っておりますが、ボランティアである仕事に意気を持った方にさせていただくというふうなことにしか今のところは対応ございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

市としても、民生委員さんの支援として協議会では市の職員の方が事務的な支援をされている。そしてまた、研修会や勉強会の開催、参加についても金銭的な支援もされていると。この点については大変ありがたいと思っております。

ただ、先ほど市長もおっしゃられたように、なかなかこの民生委員の負担軽減、そしてまた、なり手不足解消というものは非常に難しく、そして地域福祉の中心的担い手、屋台骨であるからこそ重要であるんですけれども、なかなかその解決策は難しい。これは私も同じ認識であります。そこをなんとかしていきたいんですけれども、すぐ知恵とかなかなか大きな支援の手を差し伸べるといふのも一概には難しいのかもしれない。その点については理解することでありませぬ。

次の質問に移ります。

これまで民生委員の負担軽減やなり手不足の現状について述べてまいりました。やはり地域福祉の増進のためには、何度も繰り返しになりますが民生委員の存在が不可欠です。改選時に欠員が生じる以上、現段階からで

も対策を講じるべきではないかと考えますが、市としてなり手不足解消に向けて対策はあるのかお知らせください。

また、私からは、市の広報誌やイベント等のさまざまな機会を通じて、委員の活動内容を紹介するなどその認知度を高めること。恐らく若い世代の人、私とかより下はあまり民生委員の存在にも気づいていないということがあるかと思えます。しかし、この地域に今後も生きていく者として、いずれはこういった地域活動にやはり参入、踏み込んでいかなければいけない人材の候補でも我々若い世代はあると思えます。そのために民生委員の方がどういった仕事をされているのか、どういった支援をしているのか、そういったことを紹介、広報誌等で紹介していただくことによって民生委員への入り口を広げていただく。そういったことをぜひ行ってほしい。

そしてまた、地区の実情に即して年齢要件の緩和、またはこうした民生委員の負担軽減となり手不足解消育成のために、例えば千葉市や広島市などで民生委員の活動を補佐する民生委員協力員制度というものが導入されているそうです。全国でもまだ少ないですが、こういったことにチャレンジして民生委員の維持、育成というものを図っている自治体もあるようです。八戸市でも平成3年に福祉協力員制度というのがあるようでして、こちらの福祉協力員の方も民生委員の補佐をされていると。八戸市は中核市になりましたので事務権限が八戸市へ委譲したことから、昨年度はその協力員の人数の拡大ですとか、活動範囲とかも含めて広く支援しているそうです。こういった民生委員協力員制度の導入など本市でも取り入れてみてはいかがかと。そして、ぜひ検討していただけないかと思えますが、市としての見解をお示しくください。

市長。

民生委員のなり手不足解消についての対策は、即効性の対策はないものと考えております。ますます地域における共助が求められるものではないかなというふうに思います。そして町会に対して、地道に推薦者をお願いしていくことが重要と考えております。もちろん、議員御提案の広報誌やさまざまな機会に活動内容を紹介するなどして認知度を高めることも、今後のなり手確保に有効であると思えますので、実施に努めてまいりたいと思います。今回、議員が一般質問したことによって、一つの認知度を高める方向にもつながるのではないかなというふうに思って期待をしております。

年齢要件については、国の基準であります地域の実情に応じて定めることができるため、県では前回改選時に原則として75歳未満から78歳未満に改正しております。

また、議員御指摘の住民と民生委員をつなぐ民生委員協力員制度については、民生委員の負担軽減につながる制度であると私も考えております。当市では、平川市社会福祉協議会に委託してほのぼの交流協力員事業を实

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

施しており、地域の一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯等の自宅を定期的に訪問、見守り活動を行っております。現在493名を委嘱しており、民生委員と連携し委員の負担軽減となり手育成に寄与しているものと思っております。民生委員協力員制度と目的等は全く同じではありませんが、結果として民生委員協力員制度と同様の役割を担っていると考えますので、今後もほのぼの交流協力員事業を継続してまいりたいと考えております。以上です。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

ぜひ、民生委員の存在というのは、本当に何度も繰り返すんですが地域社会福祉への増進に大変重要であり不可欠な存在であります。しかし、その負担軽減やなり手不足の解消、育成についてはなかなか特効薬的な対策というのは難しいのではないかと。そういうことももちろん理解できます。広報誌やあるいはイベント等で民生委員さんの認知度を高めていただくこともお願いし、そして社協でやっているほのぼの交流事業、こうしたことも、先ほど市長の御答弁にありましたが、民生委員の活動等とは重複するところもあればちょっと目的が違うところもありますけれども、本市の場合でほのぼのコミュニティ交流員の方がより実情に適しているのであれば、そちらの方に対しても支援をしていただくなど、後方からでも構いませんので何かしらの民生委員さんの活動の支えになることを、その御協力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

1番、工藤貴弘議員の一般質問は終了しました。

14時まで休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、9番、石田昭弘議員の一般質問を行います。

石田昭弘議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

石田昭弘議員、質問席へ移動願います。

(石田昭弘議員、質問席へ移動)

○議長

石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○9番

(石田昭弘議員)

本定例会最後の一般質問となります、9席、9番、新風の会の石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告にしたがい質問いたします。

まず、項目1. 児童虐待防止対策の強化についてです。

政府は、東京都目黒区で女兒が十分な食事を与えられず死亡した事件を受けて、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルール徹底や、子どもの安全確認を早急に行う。また、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制強化について、これまでの取り組みに加えてさらに進める。

さらに、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示すと、このように7月20日、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策をまとめました。

政府が緊急対策を打ち出されなければならないほど児童虐待は深刻な問題となっている現在、子育てしやすいナンバーワンのまちを標榜する平川市において、痛ましい児童虐待はあってはならないとの思いから、現状と対策について順次質問してまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、緊急総合対策に「児童相談所への児童虐待相談対応件数は、2016年度には12万件を超えており、5年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約80人もの子どもの命が失われている。」、このように書かれています。このように全国においては、児童虐待が年々増える傾向にあると言えます。

そこで、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村、西目屋村の8市町村を管轄している弘前児童相談所の平成29年度における虐待相談件数及び平川市からの相談件数について伺います。あわせて、平川市の要保護児童ケース管理状況についても伺います。お答えください。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

石田昭弘議員御質問の児童虐待防止策の強化についてのうち、現状と対策についてお答えをいたします。

平成29年度における弘前児童相談所管内の8市町村における虐待相談状況については、身体的虐待に係る相談が34件、心理的虐待に係る相談が137件、保護の怠慢・拒否に係る相談が27件の計198件となっております。そのうち平川市分については、身体的虐待に係る相談が1件、心理的虐待に係る相談が2件、保護の怠慢・拒否に係る相談が1件の計4件となっております。

また、平川市の要保護児童ケース管理状況についてであります。今年の5月に開催した要保護児童対策地域協議会終了後の件数は6件となっております。その内訳といたしましては新規が2件、継続が4件であります。以上です。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

ただいま件数に関しましてお答えいただきました。この件数を見ますと、昨年度の発表の28年度分に関してと比較しますと若干少なくなっておりますね、児相の管内においては。ただし心理的虐待、これは増えているという結果になっています。また平川市に関しましても、以前のデータ私知らないのでも何とも言えないんですけども、この4件相談件数があるということでした。

そこでもって少しお話を進めていきたいと思うんですけども、今この虐待に関しましてはお答えいただいたように4種類あるわけですね。1つが身体的虐待、そして2つ目として心理的虐待、また性的虐待、そして

ネグレクト（養育の放棄・怠慢）、これがあります。そこでもってこのネグレクトに関しまして少し、学校給食と絡めて少し質問を深めていきたいと思うんですけれども、このネグレクトは子どもに対する適切な養育を親が放棄するという事になっていきます。これからこの議会、定例会においても決算特別委員会が設けられて審議してまいるわけなんですけれども、毎年、学校給食センター特別会計歳入歳出決算書に収入未済額と不納欠損額が書かれて、決算特別委員会で毎回のように取り上げられています。毎回のようにですよ、取り上げられています。

現時点におけるこの学校給食費の未払い世帯数と人数、並びに未払いの最長年数と金額について教えていただきたいとこのように思いますし、また、実際にこの学校給食費に関しましてはどのように徴収しているのか、その徴収の方法並びに未払いの滞納者への働きかけ、これはまたどのように行っているのか、この点に関しましてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長
○教育長
（柴田正人）

教育長、答弁願います。

養育の放棄・怠慢等における学校給食未納についてお答えいたします。

給食費の未納についてであります。平成30年3月31日現在、過年度分の未納世帯数は8世帯、16人です。未納の最長年数については、平成20年度分から平成25年度分までの6年間で滞納額は45万6,000円です。

未納給食費の徴収方法といたしましては、本人へ催告書の送付と電話での納付依頼をお願いしております。それでも納付されない場合は家庭訪問を行い、直接本人と面談し納付を促すとともに、分割納付の方法もあることとお知らせし、給食費が納付されるよう努めているところであります。以上でございます。

○議長
○9番
（石田昭弘議員）

石田議員。

8世帯の16人と最長6年の45万6,000円、これが滞納の世帯、人数及び金額年数ということになるわけですね。

そこで、少しまたこれについて深めていきたいと思うんですけれども、実際また今答弁いただきましたとおり学校でも対策を立てて対応しているということでしたけれども、実際この未払いの児童生徒に対しては学校で給食、これは提供していると思います。これに関しまして、ほかの児童はこのことを知っているのかどうか。また、この事案から、このことからいじめ等の心配はないのかどうか。これ1点確認させていただきたいと思えますし、また、ほかにも朝食の未摂取や家庭での生活環境も実際に心配されますので、変わった様子がないとか、心配りやまた見守り等できているのかどうか。

また、先ほどもおっしゃってございましたけれども、未払いに関しましては家庭訪問しながら納めていただくように働きかけをしているんだと。全額できなければ分納でも結構だと、このようにおっしゃってございましたけ

れども、これは毎年毎年、また、機会あるごとにこの家庭訪問であると思うんですけれども、その都度やはり継続して行っているというふうに考えてよろしいのかどうか。また、この家庭訪問の時に実際児童の状況も見る事ができるのかどうか。この辺も含めて少しお知らせいただきたいと思っておりますけれども、お願いします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

学校対応についてお答えいたします。

学校では、現年度の給食費の納付について対応しております。保護者からの給食費納付については口座引き落としで行っており、引き落としができない場合は電話連絡等により納入を促すとともに、先ほど答弁したように分割納入の方法もあることとお知らせし、給食費が納付されるよう努めております。なお、未納の子どもたちの情報でありますけれども、学校できちんと管理をしております、他の子どもたちに知り得るということはありません。

議員御指摘の家庭での生活が心配される子どもについては、朝の会での健康観察を始め、日々の授業、休み時間の様子、生活アンケートや健康診断・身体測定を通しまして健康状態や生活状況等を把握し、子どもたちが健やかに成長するよう努めております。

また、いじめの心配についてであります、平川市の各学校ともに全職員が一丸となっていじめの未然防止に取り組んでいるところであり、現在給食費未納によるいじめの報告はございません。

給食費が滞っている世帯につきましては、家庭訪問や長期休業中の保護者面談の際に話し合いを持ち、各家庭状況を把握した上で給食費の納付についてお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

対応に関しましてはよく理解できました。そこで、学校側としては現年度分の対応ということでしたけれども、先ほどは6年、長期にわたってということになります。そうしますと、一時的には事情があつて納められない可能性もこれは否定はできませんけれども、この長期にわたって支払いを滞っているということになれば、また、意図的に支払わないということになれば、これは大きな問題となると私は思っております。

ですから、この給食に関しましては、子どもの成長に欠かせないものでありますし、また、その給食費をです、未払いするということは言葉をかえれば食事を与えないと同様のことであつて、子どもに対する適正な養育を行っていないと。言葉をかえれば養育放棄、ネグレクトに該当するのではと私は考えます。

ですから、今答弁いただいたように、センター及び学校のほうで長らくこの給食の未払いに関しましては対応してきているとは思いますが、特に長期にわたって行っている保護者に対しては、またその保護者、児童に関しましては、今後また人格形成に悪影響を及ぼすとか、また、世

代間における連鎖を起こす等、将来を見据えたときには給食の未払い者である保護者の児童生徒については、要保護児童対策地域協議会のケース案件として対応すべきではないかと思えますけれども、市の見解をお伺いしたいと思えます。

○議長

市長。

○市長

お答えをいたします。

(長尾忠行)

給食費の未納者については、要保護児童対策地域協議会の案件としたところはございません。

また、給食費の未納はネグレクトに該当するものと考えられることから、要保護児童対策地域協議会の案件として対応していくべきではないかとの石田議員の御質問であります。児童虐待防止法における虐待の定義の一つには、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置という規定があります。このことから、給食費の未納という事実のみでネグレクトと判断するには難しいものと考えております。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

今の答弁なんですけれども、この学校給食に関しましては、市教委及び学校が善意で行っているわけですよ、未納者に対してですよ。本来であれば給食を与えなくてもいいわけなんです、本来であればですね。その善意でもって与えていることなんです。

そうならば客観的に見て、客観的にですよ、見ますと、これは保護者の養育の義務を果たしていないということになるのではないのでしょうかね。著しいやっぱりこれは心身の妨げになっていると私は考えますけれども、解釈はいろいろとあって規定もありますので、そこでもってこの案件がそこに合致するかどうか、これは微妙で、今の答弁から類推しますと当たらないということであろうと思えますけれども、このままで行ったら、きちんと給食費を納めているに保護者に対して間違っただけのメッセージを与えてしまいますので、しっかりとした対応、この件でもって、この案件でもってできないのであればより厳しい、より厳しいですよ、対応していただくようお願いしたいと私は考えておりますので、ぜひとも対応のほうよろしくお願いいたします。

また、論点を変えて少しお話させていただきますけれども、同じく緊急総合対策には、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）、これを年内に策定することになっております。

この新プランの骨子に、「市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して、『子ども家庭総合支援拠点』の設置を促進する。」と定めていますが、そもそもその子ども家庭総合支援拠点とは何であるのか。

また、体制の強化をうたっているものの、設置は義務化とはなっておりません。業務の一部委託も可とし、複数の市区町村による共同設置も可となっていることから、平川市における設置に対しての考え方及び対応方法

○議長
○市長
(長尾忠行)

について、現時点での考え方についてお伺いいたします。

市長。

お答えをいたします。

子ども家庭総合支援拠点とは、平成28年の改正児童福祉法におきまして、市町村が児童等に関する支援として実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整を一体的に担うための機能を有する拠点の整備に努めることとされた支援拠点を指します。

次に、当市における子ども家庭総合支援拠点の設置についてであります。早ければ来年度から設置する方向で現在検討を進めておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

答弁では来年、早ければ来年度設置の方向であるとのことのようにいただきました。

そこでこの子ども家庭総合支援拠点、これに関しまして少しまたお尋ねしてまいります。

これは、いわゆる施設ではなくて機能であることから、担当課はどこになるのか。どこに置くのか。

また、子ども家庭総合支援拠点と、本年4月に開設した、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施する子育て世代包括支援センターの役割の違いについて少し教えていただければと思いますので、お願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

お答えをいたします。

現時点においては、子育て世代包括支援センターとの一体的な運営をしていくことが望ましいと考えることから、子育て世代包括支援センターの機能がある子育て健康課へ設置を想定しております。

次に、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターとの役割の違いについてであります。子育て世代包括支援センターは、母子保健法が法的根拠となっており、児童虐待の発生予防と早期発見を重点事項と定め、母子健康手帳の交付時の面接から始まり、リスクのあるなしにかかわらず、妊娠期から子育て期の全ての子どもと家庭の情報把握と管理、相談を市民全体に対して広く働きかけるポピュレーションアプローチと舌をかむような、英語で言うとそうなんでしょうけれど、ポピュレーションアプローチであることが挙げられます。

子ども家庭総合支援拠点は、児童福祉法が法的根拠となっており、児童虐待の発生時における迅速で的確な対応を重点事項として定め、要保護児童対策地域協議会の対象事例など、専門的な支援が必要な事例が中心であることが挙げられます。以上です。

○議長
○9番

石田議員。

説明非常に難しいと思いますけれども、両方がそろって網目のように児

(石田昭弘議員)

童に対して、また保護者に対してしっかりとケアしていく、サポートしていく、このような取り組みであろうと思います。そして、児童虐待がないように未然に防ぐと。また、発生した場合には即対応するような、このような両方とも機能兼ねながら進んでいくというふうに捉えてよろしいかなとは思いますが、間違いございませんかね。はい。

そこでもって、現在既に運営している要保護児童対策地域協議会と子育て世代包括支援センターに、このたび早ければ来年度に子ども家庭総合支援拠点（要保護児童対策調整機関）が加わる。そのようになった場合はこの関係性、まさに難しくなると思うんですけれども、関係性というのはどういうふうになるんでしょうか。似たような、はたから見るとなかなかこういうふうなものに詳しくない者にとっては、なかなかこの理解というのは難しいと思うんですけれども、この点少し簡単に、明瞭にお知らせ願えればありがたいと思うんですけれども、お願いします。

○議長

市長。

○市長

お答えをいたします。

(長尾忠行)

両方とも根拠法が違うので、違いはありますけれども、始めに、要保護児童対策地域協議会の主な役割としましては、対象となるケースについて個別ケース検討会議を行い、養育に関する問題を明らかにするとともに、関係機関が連携して該当する家庭に必要な支援を行うこととなります。

御質問のそれぞれの組織における関係性についてであります。対象やリスクの程度などによって業務内容に違いはあるものの、これらの組織における共通事項は虐待の発生予防、発生時及び発生後の対応であります。例えば、子育て世代包括支援センターが子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の対象になり得るケースであると判断した場合には、関係機関につないで支援方針について横断的に検討をいたします。

より効果的な対策につなげるために、子育て支援施策と母子保健施策、さらには虐待の発生予防と発生時の対応を包括的に連携していく関係をこれから構築していく必要があると考えております。以上です。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

答弁いただきました。私もこの点に関しましては少し勉強させていただきながら、内容について深めてまいりたいと思います。

そこでもって、政府の定める、市町村における児童に対する必要な支援を行う体制、これがつまりこのたび、先ほどの答弁であったように来年度に子ども家庭総合支援拠点できることによって、設置されることによってこの平川市は整うわけですね。これは県内においても多分早いほうだと思いますし、なかなかここまでそろそろ、体制がそろそろということはないかなと思います。

そこでもって、今後平川市においては、先ほど市長の答弁であったとおり、その事態が発生した場合でも、また、その前における予防に関しましても十分な対策・対応ができていくと思うんです。ですから、どうかこ

れを有意義に機能させて、この平川市から児童虐待が一つでもないように、発生しないようにしっかりと取り組んでいただければありがたいと思います。

そこでもって、1点気になるところがあります。それは何かと申し上げますと、障がいのある子どもに対する対応ですね。障がいのある子どもの受ける虐待のリスク、これが非常に大きいと聞いております。

なぜこのような事態が発生するのかと言えば、一つには保護者が子どもの障がいを現実的に受け入れることができないというところから発生するとも聞いております。ですから、その結果としてネグレクト及び虐待の方向に親がどうしてもなってしまうような流れがあると指摘の声もあります。ですから、身体障がい、知的障がい、発達障がいのある子どもが虐待を受けるリスクっていうふうなものは、健常児に比べてはるかに高いとこのように言われておりますので、この障がいのある児童に対して、また、その保護者に対しての発生時及びまたその予防に関してもそうなんですけれども、体制的には先ほど申し上げたようにこれで十分なのかどうか、また、不足な点があるとしたらどの点なのか、こういう点に関しましてまた少し教えていただければと思いますので、お願いします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

障がいのある子どもが虐待を受けるリスクへの対応についての御質問にお答えをいたします。

障がいの有無にかかわらず、リスクのある子どもについては、保健師を始め保育園の担当課である子育て健康課、障がいの担当課である福祉課、教育委員会が把握し、必要に応じて見守り、助言、指導をしております。

また、通報や情報提供があった場合は、要保護児童対策地域協議会が児童相談所などの関係機関を招集し、事案に応じた会議を開催して対応方法を検討しておるのが現状でございます。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

この点はなかなか表面化できないところでもあると思いますし、以前私も保育園を訪問した際に、そのようなもし事例が発生した場合はどうするんですかと言ったらやはり、先生方、またその園の園長さんが保護者にお話をさせていただくんだって言うておりましたけれども、ただ、そこで話したとしても、先ほど言うように保護者がなかなかそれを受け入れていただけない。ですから対策、対応がなかなかその後できていかないっていうふうな現状もあるんだって話をいただいておりますので、ぜひともこちら辺はなかなか時間のかかる問題だと思いますし、障がいのあるお子さんをお持ちの保護者に取りましては、なかなか現実を受け入れるということは難しいと思いますし、時間もかかると思いますので、ぜひとも各課が協力しながらその保護者の立場に立ってきめ細やかに、また、心に寄り添って相談していただければと思いますので、ぜひとも今後の対応よろしくお願ひいたします。

そこで、さらにまた予防対策についても少し述べさせていただきますので、お答えください。

虐待によつての死亡事例における割合なんですけれども、ゼロ歳児が44%を占めています。背景は、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等があるとされています。このことから、児童虐待を発生させない予防策に対しても力を入れていく必要があると私はそう考えております。

例えば、どういうふうなことを行っていけばよいのかと言いますと、特に子育てに関しましては、先ほど来市長もおっしゃっていましたが、今生活様式が変わって核家族とか共稼ぎとかあって、どうしても親御さんがどちらとしてもひとりになって孤独になるというケースがあると思います。ですから、なかなか相談もできないということがあって、そのストレス等あって子どもに、というふうなことがあるようには思いますけれども。ですから、それを緩和させていく。そこを薄めていくためにも、例えば子育ての包括支援センター等あると思いますけれども、もう1点はやはり互いに妊産婦さん同士とかつながっていくような、人と人がつながっていくようなこの機会をつくっていく。これが非常に大きいのではないかなと思います。互いにそういう悩みを打ち解けあったりとか相談しあったりすることによって、このリスクが軽減されていくのではないかなと思います。

ですからこそ、今平川市は特に他市町村に比べて進んでおります。早い段階でもって子育て世代包括支援センターの開設を今年4月しておりますし、また、予定としては先ほど来言っておりますけれども、子ども家庭総合支援拠点、この開設を行っていくということでもありますので、独自のまた予防対策等考えているのであれば、他の自治体にとっても参考になると思いますので御紹介いただければと思います。よろしくお願いします。

市長。

児童虐待をさせない予防策についてでありますけれども、厚生労働省の調査によると、平成27年度の全国における心中以外の子ども虐待死の事例は48例、52人となっています。また、産後の母親は精神的に不安定になったり落ち込んだりする状態になる傾向があり、日常生活や育児に支障を来し、深刻化すれば母親の自殺や子供の虐待につながる恐れもあります。

当市においては、保健師、助産師、児童福祉司、家庭相談員を配置した子育て世代包括支援センターを新設したところであります。このセンターにおける虐待予防対策として主なものは3つあります。

1つ目は、今年度から開始した助産師による妊婦訪問事業です。これは産前、いわゆる妊娠から出産までの妊娠期から子どもへの愛情を育み、母子の愛着形成を進めることで出産直後の虐待予防につなげています。

2つ目は、乳幼児家庭全戸訪問事業です。従来から実施していた事業ですが、今年度からは里帰り出産などの特別な事情を除いて、産後1カ月以

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

内に訪問することで迅速化を図ったほか、助産師による産後における専門性の向上を図りました。産後の母子の状態を確認するとともに、必要であれば支援につなげていくことで虐待の予防を図ってまいります。

3つ目は今年度から開始した助産師による母乳ケア事業です。産後ケア事業として実施しておりますが、身体的なケアだけではなく、精神的な不安や悩みを解消できた利用者である母親からは好評をいただいております。これも虐待の予防につながっていると捉えています。

これらの事業を包括的に進めることで、結果的に虐待の予防につながるものと考えています。以上です。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

私は、このほかに妊婦さん同士とか、また、親御さん同士が互いに触れ合うカフェ等も企画しているという話も聞いておりますけれども、この点はどうなんでしょうかね。この点について、もしおわかりでしたら教えていただければと思います。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

(三上裕樹)

議員御質問の、妊婦さんの何て言いますか交流の場、妊婦のカフェというような場ですけれども、現在、それは事業の計画の案として内部で検討しているところがございます。やれるような方向が見出せれば予算要求などに進んでまいりたいと考えておるものです。以上です。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

ぜひ、3つの今行っている事業プラスアルファでもってそれもぜひとも行っていただきたいなと思っております。ぜひ、縦横折り重なってしっかりとこの子育ての充実というふうなものを図って行って、虐待が起きないように対策講じていただければと思います。

さらにまた、虐待による死亡事例におけるゼロ歳児の中でも、0日児、生まれてすぐですよね。この割合が16.8%、このうち望まない妊娠の割合が70.4%と高いことから、子どもを持つことの意味、妊娠、出産、子育ての意義など、親になることについての教育が私は必要であると感じております。

そこで、教育委員会のほうにお聞きしますが、学校、また社会においては、性教育に関しまして、まだまだですよ、あるところではどうかわかりませんがタブー視されているような面があるかと思っておりますけれども現状どうなのか、これについて少しお知らせください。

○議長

教育長。

○教育長

(柴田正人)

性教育にかかわる学校での指導についてお答えいたします。

性に関する情報があふれる現代社会の中で、社会の一員として自己の行動に責任をもって生きることの大切さや生命の尊重、自己・他者の個性を尊重すること、相手を思いやる心を育成することは大変大切なことと認識しております。

学校における性に関する指導は、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形

成を目的とし、発達段階に応じて自他の性に関する正しい認識及び望ましい人間関係を築く能力を身に付け、人間尊重の精神を基盤とした適切な意志決定や行動選択ができることを狙いとしております。

このため、各学校では、体育・保健体育・家庭科を始めとする各教科での指導のほか、道徳教育、特別活動の時間などを活用し、幼児ふれあい体験学習、思春期教室、保育ボランティアの開催など、保健師や医師等と連携し取り組んでおります。

また、性に関する指導に当たっては保護者の理解と協力が不可欠であることから、学校通信を始め、参観日の授業公開、学校保健委員会を通して、学校での指導や取り組みについて理解していただいているところであります。

今後とも、学校・家庭・地域社会と連携を図りながら、平川市の未来を担う人財として成長し、一人ひとりの子どもが豊かな生活を送ることができるよう、学校教育全体を通じて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

石田議員。

今の御答弁から、平川市の市教委に関しましては、学校に関しましてはタブー視されることなくしっかりと取り組んでいるとこのように考えてよろしいわけですね。

この児童虐待の発生予防という観点からも、この性に関する正しい知識は非常に大事だと思います。また、命を大切にするとか相手を思いやる、この気持ちも育てていくことがとても大事になりますので、しっかりとまた継続した取り組みをお願いしたいと思います。

今後また、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないように対策に取り組んでいくと思いますけれども、一般的にこの虐待は家、家庭などにおける密室された場所で発生しているというように聞いておりますので、これは古い考えかもわかりませんが、二世帯や多世帯同居の家族制度、またはお互いの顔が見える隣近所の付き合いなどの、このような価値をもう一度見直す必要も根本的にはあるのかなとこのように考えております。

いずれにしても、子育ての親の孤独、これを取り除いて差し上げまして、一人で悩みを抱えないように地域社会がともに見守り、支え合っていくように取り組んでまいればなどこのように考えております。

以上で、第1問に関しましては終了いたしますけれども、続きまして、項目2の自殺予防対策について質問してまいります。

昨年12月の厚生労働省における平成27年都道府県別の平均寿命によると、青森県は47都道府県の最下位。中でも平川市の男性の平均寿命は県平均を下回り、40市町村中ワースト7位、全国1,741市区町村中ワースト9位でした。

平川市の男性の平均寿命が低い要因について、長尾市長はたびたび自殺

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

者が多いことを上げていましたので、9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年9月10日からの一週間を自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進するとうたっておりますことから、本市の現状と対策について質問いたします。

厚生労働省の平成29年人口動態統計月報年計（概数）によると、青森県の自殺者数は、過去最多だった平成15年の576人の半分以下の265人となりました。人口10万人当たりの自殺率は、秋田県、岩手県に次いでワースト3位の20.8と高い状況のままです。

そこで、平川市について現状はどうであるのか、自殺者数と自殺率、年代別と原因別についてお答えください。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

石田議員の自殺予防対策の質問のうち、現状と対策についてお答えをいたします

（長尾忠行）

当市の自殺者数につきましては、平成15年の年間20人をピークに減少傾向にあり、平成29年は年間9人となっております。人口10万人当たりでは28.3人と県の20.8人より高いものであり、今後も対策が必要であると考えております。

次に、年代別、男女別、原因別についてお答えをいたします。平川市においては、女性がほぼ全国平均となっておりますが、男性は40歳代から70歳代までの死亡が他市町村に比べ多い傾向にあります。また、原因については、男女ともに市で詳細を把握しておりませんが、青森県の一般的な傾向において、健康問題、介護の問題、仕事の問題など複合した問題を抱えたケースが多いとされており、産業構造等から、当市においてもほぼ同様の状態であるということが推測されております。以上です。

○議長

石田議員。

○9番

数に関しましては29年9人、率に関しましては28.3ということですのでよろしいですね。やはり依然高いような状況が続いているということで理解してよろしいでしょうか。

（石田昭弘議員）

そうしますと、先ほど原因について少し、当市に関してはわからないけれども県のということでもって、ただし書きでもって教えていただいたんですけれども、やはりこの自殺に関しましてはさまざまな要件があって、要因があってそこまでいくというような状況があると思います。背景に、全国的には経済、生活問題、また家庭問題等があると。また、これが深刻化する中において健康問題、うつ、これが発生して自殺に至るというふうなパターンがあるやに聞いております。

以前、調査では、自殺既遂者で精神科入院歴のない精神疾患のうちうつ病等の気分障がいを患っていた人の割合が非常に大きいと、このようなデータがあります。しかし、我が国では精神疾患や精神科治療に対する偏見がまだまだ強く残っているというふうにして聞いております。相談することへの抵抗感から問題が深刻化していくと、このようにも言われておりま

す。

そこでもって、このうつの早期発見、これが非常に大事になってくるわけなんですけれども、うつに関しまして、一般的に多くの方々に普及啓発活動等行っていると思いますし、また、地域においては保健医療体制とか、職場においてもメンタルヘルス対策等において、このうつの発見等に力を注いでいるかと思います。

こういうふうな状況の中であって、この平川市は非常に進んでいるという面が一点挙げられると思います。それがうつスクリーニング事業ですね。これは非常によい取り組みではないかなと思います。ですから、この点に関しまして少しお伺いしたいと思います。

今、青森県立保健大学の指導のもとに行っておりますけれども、このうつスクリーニング事業を行うに至った経緯とまた概要及び本年の、本年行っておりますよね。この対象者と回収率に関しましてお知らせ願います。

市長。

石田議員のうつスクリーニング事業についての御質問にお答えいたします。

うつスクリーニング事業については、平成20年度に発表された自殺標準化死亡比において、当市が男性の市の部で全国ワースト1位となったことを受け、青森県立保健大学の大山教授の協力のもと、自殺に大きく影響のあるうつ病の早期発見やその対策につながるものとして実施したものであります。

事業の概要としては、対象者に対しアンケートを送付し、回答のあった方から抑うつ状態や自殺思考のある方を把握し、その中でハイリスクと判定された方には個別に支援を行うというものであります。

当初は、自殺者の多い地区の30歳以上を対象に実施しておりましたが、平成27年度からは市内全地区を対象を拡大し、30歳から60歳までを対象に実施しているところです。本年度は、30歳から60歳までの間の5歳刻みの年齢の方約2,600人を対象にアンケートを送付し、8月末現在の回答数は1,431人、回答率は54.1%となっております。以上です。

石田議員。

今お答えいただきましたけれども、対象が約2,600人ほどいらっしゃる中でもって回収率が54%、半分強ですよ。これ、どう見るかっていうことなんですけれども、私はこれちょっと低いのかなと思いますね。逆に、これに参加していない未回収のところに、実はひとつこの、うつとは言いませぬけれどもそこに至るような心の方もいらっしゃるのではないかなと思いますので、ぜひともこの回収率を上げていただくよう努力していただければ本当にありがたいなと思っております。

またもう一点、このうつスクリーニング事業に関しましては、30代から60までの5年刻みとありましたね。先ほどの答弁では、70代ぐらいまでこの平川市は自殺者が多いというふうにして聞いておりますので、この60ま

○議長
○市長
(長尾忠行)

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

ででいいのかなと疑問に思います。これをもう少し伸ばしていただく。70代までも伸ばしていただくことが必要なのではないかと思いますけれども、この点に対していかがでしょうか。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

市長。

事業対象年齢を上げてはどうかというふうな御質問でございますが、青森県立保健大学と連携し、うつスクリーニング事業を開始した平成20年度は、市の自殺者の年齢構成が他市町村に比べ30歳代から60歳代までが多かったことから、この年代へのアプローチを重点的に行うこととして開始しました。また、5年刻みとした理由については、青森県立保健大学の研究によれば、うつスクリーニングには5年間自殺を低減させる効果があるとされており、当市においてもそれに準じ5歳おきにうつスクリーニングを受けられるようにしております。

当市の60歳代から70歳代までの自殺者は、若年層の自殺者の減少に伴い、相対的に割合が増大している傾向にあります。また、他市町村に比べても人口比での自殺者数は低くないのが現状であり、何らかの対策を講ずる必要性を感じております。議員御指摘のうつスクリーニング事業の対象年齢の拡大については今後前向きに検討し、でき得れば来年度から実施していきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

- 議長
- 9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

ぜひともお願いします。隠れたところでもって本当に悩みを抱えている方いらっしゃると思いますから、このスクリーニング事業を通しましてしっかりと手を差し伸べていただくようお願いしたいと思います。

さて、最後の質問になりますけれども、このうつスクリーニング事業以外に現在行っている自殺予防事業について伺いたいと思いますし、また、現在、景気は緩やかな回復基調が続いていると言われているものの、来年2019年10月には、消費税率8%から10%への引き上げが予定されていますし、2020年の東京オリンピック・パラリンピック終了後の景気動向によっては、自殺者が増えることも予想されます。

過去の実例としましては、平成9年が挙げられます。この年に行われたのが緊縮財政で、消費税率が3%から5%に上がり、公共投資が削減、新規国債発行停止でした。この結果、景気が悪化、会社は倒産、多重債務や失業など、経済苦で自殺した人が激増、平成9年2万4,391名だった自殺者数が、平成10年には3万2,363人となり、それ以降14年間連続で3万人超えとなりました。

平成28年改正の自殺対策基本法を受けて、自殺対策計画を今年度中に策定となっていることから、この動向を踏まえた計画となっているのか、あわせてお聞きいたします。お願いします。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

市長。

うつスクリーニング事業以外の自殺者対策の予防事業の現状についてありますが、市では平成20年度以降、うつスクリーニング事業とあわせて

各種相談窓口の開催、話し相手となる傾聴サロンの実施、また、自殺を考える人の相談役となる傾聴ボランティアの養成、ゲートキーパーの育成など、さまざまな事業を行ってまいりました。これらの事業については、自殺などの悩みを抱える人にとって安心感を与える事業であることから、今後も引き続き実施する必要があると考えております。

なお、平成28年度の自殺対策基本法の改正を受け、今年度中に自殺対策推進本部を組織し、自殺対策計画を策定する予定であります。消費税の増税やオリンピック後の景気の動向等により、雇用の相談や生活面での相談など各種相談の増加が予想されますので、金銭、経済面での相談対応の充実など、この計画に反映させていきたいと考えております。以上です。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。自殺は本人のみならず家族及びその関係者に至っても非常に大きな影響を与えますし、本当につらいことだと思いますので、ぜひともこの点に関しましてはしっかりと対策をお願いしたいと思います。

緊縮財政で消費増税を行った、当時の橋本龍太郎氏は、後に国民に対してこのように述べております。「私は97年から98年にかけて緊縮財政をやり、国民に迷惑をかけた。私の友人も自殺した。本当に国民に申しわけなかった。これを深くお詫びしたい。」、とこのように謝罪しております。

ですから、こういう事態にならないように、政府は同じ轍を踏まないように今後、来年の消費増税、また、オリンピック以降の景気の低迷に対しましてしっかりと手を打っていただきたいと思っておりますし、また、本市としましても最悪の事態を想定しながら、自殺で市民が亡くならないようにあらゆる政策を講じて対策していただければと思っておりますので、ぜひともこの点に関しましては強く要望して、私の一般質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

本日の日程は、全部終了しました。

次に、お諮りいたします。会期日程表のとおり、14日、18日及び19日は決算特別委員会開催のため、また、13日及び20日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、次の本会議は21日、午前10時開議といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時59分 散会